

# 令和6年度

春日部市男女共同参画推進センター

# 要 覧

(令和5年度統計)

ハ一モ二一春日部

# 目 次

1	春日部市男女共同参画推進センターの概要	1
2	春日部市男女共同参画推進条例	4
3	春日部市男女共同参画推進センター条例	6
4	春日部市男女共同参画推進センター条例施行規則	12
5	令和5年度春日部市男女共同参画行政所管組織	16
6	団体登録制度	17
7	使用方法	19
8	令和5年度利用統計	25
9	令和5年度情報事業	26
	（1）情報ライブラリー／パネル展示テーマ	26
	（2）令和5年度図書関係	27
10	令和5年度主催事業実績	32
	（1）学習提供事業	33
	（2）利用団体交流事業・市民活動支援事業	61
11	令和5年度自主事業実績	63
12	令和5年度ハーモニー相談事業	65
	（1）女性の悩み相談 利用統計（令和5年度分）	66
	（2）男性のための相談 利用統計（令和5年度分）	67

# 1 春日部市男女共同参画推進センターの概要

## 愛称:ハーモニー春日部

### (1) 趣旨

男女共同参画社会の実現のための活動拠点。男女が対等なパートナーとしてあらゆる分野の活動に参画できるようにするために、必要な情報や学習の機会を提供する。また、男女共同参画に関する問題を継続して考え、問題解決に向かって自主的な活動ができるように支援する。老若男女、あらゆる市民に対して開かれた、ふれ合い、学び合いの場とする。

### (2) 施設概要

所在地	春日部市緑町三丁目3番17号
敷地面積	2,637.97㎡
床面積	約1,085.05㎡
階数/構造	地上2階一部地下1階 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)

### (3) 主な機能と施設内容

- ①情報機能 男女共同参画に関する資料・図書の閲覧・貸出。調査研究の手伝い。  
※情報ライブラリー(78.00㎡)
- ②相談機能 家庭・職場・地域などで生じる様々な悩み事や問題に対して、女性相談員が相談に応じる。(総合相談、からだ相談、カウンセリング相談、法律相談)  
その他、男性の相談員による男性のための相談を行う。  
※相談室1(18.00㎡)
- ③学習機能 男女共同参画社会の実現に向けて各種セミナーや講演会などを開催し、主体的な問題解決の能力を養う。  
※多目的ホール(135.81㎡)、生活学習室(97.28㎡)、  
研修室1(60.00㎡)、研修室2(39.00㎡)、  
和室・茶室(41.60㎡)、印刷工房(14.40㎡)、  
こどものへや(34.20㎡)
- ④交流機能 個人やグループ活動及びグループ間交流やネットワーク作りを支援する。  
男女共同参画社会に向けて活動する人たちの輪を広げる。

⑤駐 車 場 32台(身障者用1台含む) [駐 輪 場] 24台

⑥そ の 他 事務室(40.00㎡)、サークル活動室(38.00㎡)、  
ミーティングルーム(6.50㎡)、男女各トイレ、多目的トイレ、給湯室  
授乳室、倉庫、生活学習室倉庫、外物置

#### (4)工 程

平成 9年度 基本設計・実施設計

平成10年度 用地取得・11月着工

平成11年度 10月完成

平成11年度 12月4日オープン

#### (5)建設事業費

502,371,197円

#### (6)補助金

彩の国づくり推進特別事業費補助金 44,000,000円

氷蓄熱式空調システム普及促進事業補助金 892,500円

#### (7)指定管理者

平成30年4月1日より指定管理者制度へ移行

指定管理者(令和5年4月1日～令和10年3月31日)

埼玉県鴻巣市逆川1丁目2番地2号

街活性室株式会社

代表取締役 齊藤 徹

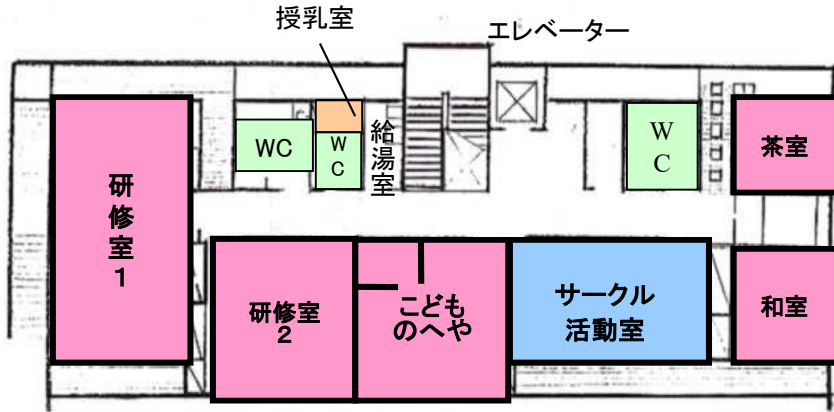
#### (8)愛称のいわれ

女性と男性の調和(ハーモニー)やセンターと街の調和を願って名付けられました。

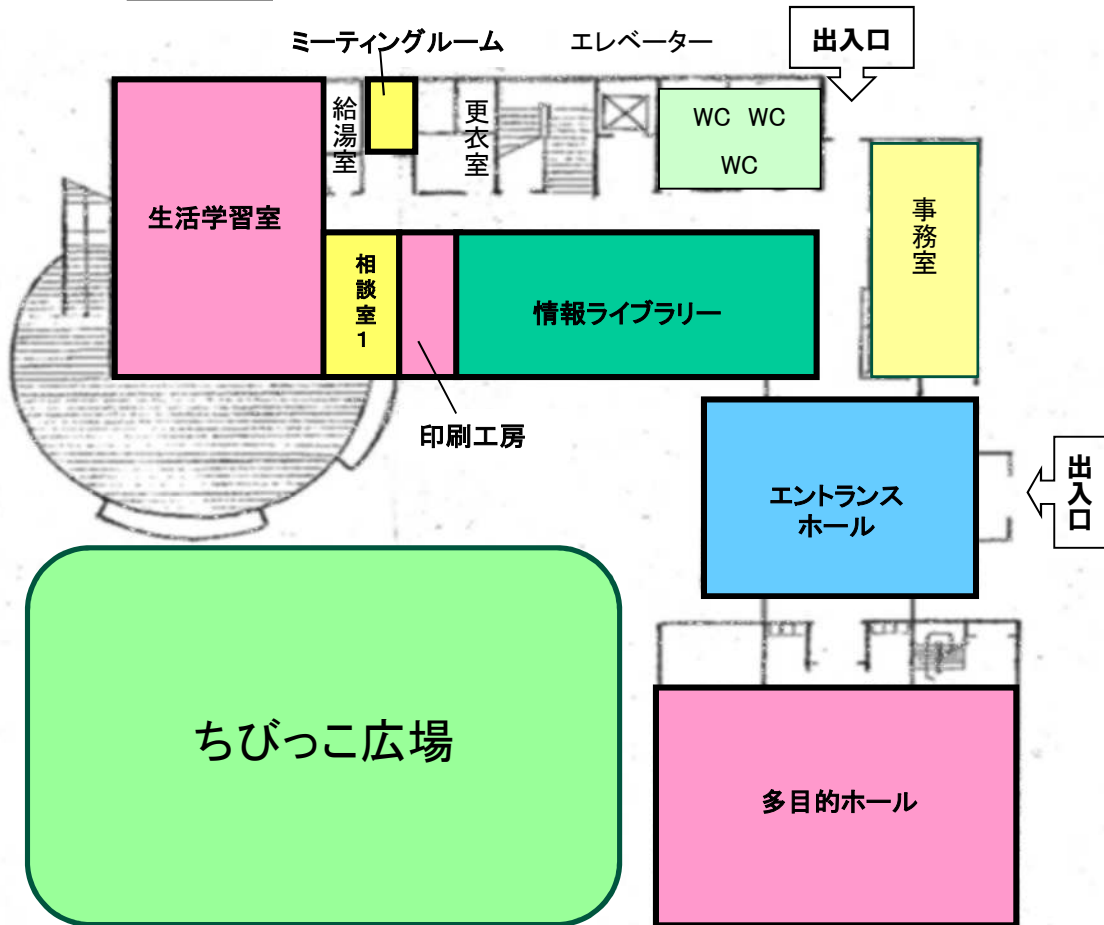
また、男女が社会の対等な構成員として和音を奏でるという意味も込められています。

# ハーモニー春日部平面図

## 2階



## 1階



## 2 春日部市男女共同参画推進条例

平成18年12月18日条例第57号

我が国は、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等をうたい、また、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を批准し、さらに男女共同参画社会基本法を制定するなど、男女平等の実現のため、国際社会の取組と連動しながら様々な施策を講じてきました。

春日部市は、誰もが平等で平和な生活を送ることができる社会実現のため、県下に先駆けて、男女共同参画を推進するための拠点施設を開設し、様々な施策を展開してきました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識と、それに基づく社会の制度や慣行、配偶者等への暴力など、真の男女平等を達成するには、いまだに多くの課題が存在しています。

春日部市が、埼玉県東部地域の中核都市として、また、将来にわたって豊かで活力あるまちとして発展を続けるためには、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を形成することが重要です。

私たちのまち「春日部市」は、市民一人ひとりの価値観や生活様式に照らし合わせ、豊かに生活でき、男女が社会の対等な構成員として自らの意思と責任により、あらゆる分野へ共同参画する社会を築くため、ここに、この条例を定めます。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、並びに市の施策について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共同して責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内において、住み、働き、学び、又は活動する個人及び団体をいう。
- (3) 事業者 市内で事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 教育に携わる者 学校教育、社会教育その他あらゆる分野の教育に携わる者をいう。
- (5) 配偶者等 配偶者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）を旨として行わなければならない。

- (1) 男女が性別によって差別されることがなく、あらゆる場で人類が共有する普遍的価値である人権が尊重され、公平に自己実現がされ、及び個人自らの意思によってその能力が発揮できること。
- (2) 男女の固定的な役割分担を見直し、男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で共同して参画する機会を確保するために、積極的に格差をなくすこと。
- (3) 配偶者等からの暴力及び児童への暴力並びに性的いやがらせによって、個人の尊厳を害してはならないこと及び被害にあった人に対する必要な支援をすること。
- (4) 社会における制度及び慣行が男女の活動に対して影響を及ぼすことのないよう配慮し、男女が社会、経済及び家庭において自立した生活を営み、家庭とその他の活動との両立ができるよう必要な支援をすること。
- (5) 男女が互いに人権尊重の視点に立ち、妊娠、出産を含む性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (6) 国際社会を視野に入れ、それぞれの地域で取り組むこと及び市内に在住する支援が必要な外国人へ配慮すること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画推進施策」という。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 男女共同参画推進施策の実施に当たっては、市民、事業者、教育に携わる者、国及び県等と連携して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野に積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たって男女が共同して参画できる体制を整備するとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 市、市民及び事業者は、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、配偶者等への暴力その他の性別に起因する暴力及び性的いやがらせを行ってはならない。

(性別による権利侵害への対応)

第8条 市は、男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の相談の窓口を置くものとする。

2 市は、前項の相談を受けた場合には、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(配偶者等からの暴力の防止等)

第9条 市は、配偶者等からの暴力の防止に努め、配偶者等からの暴力を受けた者に対し、関係機関と協力して支援するものとする。

(広報物への留意等)

第10条 市は、広報物を作成するに当たっては、その表現において基本理念に留意しなければならない。

2 市は、市民及び事業者に対し、広報物を基本理念に留意して作成するよう啓発しなければならない。

(教育及び学習)

第11条 市及び教育に携わる者は、市民及び事業者と協力し、家庭、学校、地域、職場等あらゆる場での教育及び学習の機会を確保し、男女における人権尊重並びに平等に関する教育及び学習を推進しなければならない。

(基本計画)

第12条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会形成の推進に関する基本的な計画（次項において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(推進体制)

第13条 市は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するための推進体制を整備するものとする。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画推進施策の実施状況について報告書を作成し、公表するものとする。

(苦情等への対応)

第15条 市は、市が実施する男女共同参画推進施策又は推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民及び事業者からの苦情等があったときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

### 3 春日部市男女共同参画推進センター条例

平成17年10月1日条例第27号

改正

平成19年3月20日条例第11号

平成29年3月16日条例第9号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成を促進するため、春日部市男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 春日部市男女共同参画推進センター

位置 春日部市緑町三丁目3番17号

(職員)

第3条 センターに所長その他必要な職員を置く。

(業務)

第4条 センターは、次に掲げる業務を行う。

(1) 男女共同参画社会の形成に係る図書、資料及び情報の収集及び提供に関すること。

(2) 男女共同参画社会の形成に係る学習の機会の提供に関すること。

(3) 男女共同参画社会の形成に係る相談に関すること。

(4) 多目的ホール、研修室、生活学習室等の使用に関すること。

(5) その他センターの設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

(使用の許可及び制限)

第5条 センターを使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項に規定する許可は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しない。

(1) 秩序及び風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 建物及び附帯設備を破損するおそれがあるとき。

(3) 営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業にセンターの名称を使用するとき。

(4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するとき。

(5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するとき。

(6) その他管理上支障があるとき。

3 市長は、使用を許可するに当たって管理上支障があるときは、使用について条件を付することができる。

(譲渡等の禁止)

第6条 前条第1項の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、その使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

追加〔平成29年条例9号〕

(許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 第5条第2項第1号から第5号までのいずれかに違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

(3) 職員の指示に従わないとき。

(4) その他管理上支障があるとき。



2 市は、使用者が前項の規定による処分によって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

一部改正〔平成29年条例9号〕

(使用時間)

第8条 センターの使用時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

追加〔平成19年条例11号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(休所日)

第9条 センターの休所日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

2 市長は、前項に規定する休所日のほか、センターの管理上支障があるときは、臨時に休所し、又は休所日に開所することができる。

一部改正〔平成19年条例11号・29年9号〕

(入所の制限)

第10条 市長は、センター内の秩序を乱すおそれのある者の入所を禁止し、又は乱す者に対し、退所を命ずることができる。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(原状回復義務)

第11条 使用者は、センターの使用が終わったとき、又は使用を停止され、若しくは取り消されたときは、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。

一部改正〔平成29年条例9号〕

(損害賠償)

第12条 使用者は、使用に際し施設設備等に損害を与えたときは、市長の指示に従い、直ちに原形に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

一部改正〔平成29年条例9号〕

(使用料)

第13条 使用者は、別表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

追加〔平成19年条例11号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(使用料の減免)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

追加〔平成19年条例11号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(使用料の還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) センターの管理上特に必要があるため、市長が使用の許可を取り消したとき。

(2) 使用者の責めに帰することができない理由によりセンターの施設等を使用することができないとき。

(3) その他市長が特に必要と認めるとき。

追加〔平成19年条例11号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、センターの管理を行わせることができる。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(指定管理者の指定の手続)

第17条 前条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画書その他必要な書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができると認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画書によるセンターの管理運営が市民の平等なセンターの利用を確保することができること。
- (2) 事業計画書の内容がセンターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う経営基盤を有していること。
- (4) 指定管理者の業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

3 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(指定の制限)

第18条 次に掲げる法人その他の団体（本市が財政援助を与えるものを除く。）は、指定管理者になることができない。

- (1) 本市の議会の議員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人若しくは清算人（以下「無限責任社員等」という。）となっている法人又は役員若しくはこれに準ずべき者（以下「役員等」という。）となっている団体
- (2) 本市の市長又は副市長が、無限責任社員等となっている法人（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第122条に規定する法人を除く。）又は役員等となっている団体
- (3) 本市の監査委員が、無限責任社員等となっている法人（令第133条に規定する法人を除く。）又は役員等となっている団体

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(欠格事項)

第19条 次に掲げる法人その他の団体は、指定管理者になることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人その他の団体
- (3) 法人その他の団体の代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である団体

2 前項に定めるもののほか、市長が別に定める要件に該当する法人その他の団体は、指定管理者になることができない。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(指定管理者の業務)

第20条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる業務
- (2) センターの施設（設備及び物品を含む。）の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合における第5条及び第7条から第9条までの適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(管理の基準等)

第21条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理者の業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にセンターの運営を行うこと。
- (2) センターの維持管理を適切に行うこと。
- (3) 指定管理者の業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(事業報告書の作成及び提出)

第22条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第24条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 指定管理者の業務の実施状況及び施設の利用状況
- (2) 指定管理者の業務に係る経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(事業報告の聴取等)

第23条 市長は、指定管理者の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関して定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(指定の取消し等)

第24条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理者の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理者の業務又はその経理に関する市長の指示に従わないとき。
- (2) 第17条第2項各号に掲げる基準を満たさなくなると認めるとき。
- (3) 第18条各号の指定の制限及び第19条第1項各号の欠格事項に該当したとき。
- (4) 第21条各号に掲げる基準を遵守しないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でない認められるとき。

2 市は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(指定管理者による施設の原状回復義務)

第25条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理者の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又はその設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(損害賠償義務)

第26条 指定管理者は、自己の責めに帰すべき理由により、センターの施設又はその設備を損傷し、又は滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第27条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者にセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 利用料金の額は、別表に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について市長の承認を受けなければならない。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(利用料金の納付等)

第28条 第13条の規定にかかわらず、第16条の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、使用者は、利用料金を納めなければならない。

- 2 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準等により利用料金の減免又は還付をすることができる。
- 3 指定管理者は、使用者が第1項の規定に違反したときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。
- 4 市又は指定管理者は、使用者が前項の規定による処分を受け、これによって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

追加〔平成29年条例9号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成19年条例11号・29年9号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前までに、春日部市男女共同参画推進センター設置及び管理条例（平成11年春日部市条例第25号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成19年3月20日条例第11号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第7条及び第8条の改正部分は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の春日部市男女共同参画推進センター条例に規定する施設の使用に係る使用料については、平成19年11月1日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月16日条例第9号）

(施行期日)

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 指定管理者に春日部市男女共同参画推進センターの管理を行わせるときは、当該管理を行わせる日前に第1条の規定による改正前の春日部市男女共同参画推進センター条例の規定により市長がした使用の許可その他の処分（同日以後の使用に係るものに限る。）又は市長に対してなされた申請その他の行為（同日以後に指定管理者に管理を行わせることとなる業務に係るものに限る。）は、同日以後は、第1条の規定による改正後の春日部市男女共同参画推進センター条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした使用の許可その他の処分又は当該指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

別表（第13条関係）

春日部市男女共同参画推進センター使用料

施設等の名称	時間区分	金額（円）					
		午前 8時30分から 午前10時 30分まで	午前 10時30分 から午後0時 30分まで	午後 1時から午 後3時まで	午後 3時から午 後5時まで	午後 5時30分 から午後7時 30分まで	午後 7時30分 から午後9時 30分まで
多目的ホール		1,100					
生活学習室		800					
研修室1		500					
研修室2		300					
茶室・和室		300					
附属設備		別に市長が定める。					

追加〔平成19年条例11号〕、一部改正〔平成29年条例9号〕

## 4 春日部市男女共同参画推進センター条例施行規則

平成17年10月1日規則第12号

改正

平成19年8月1日規則第62号  
平成19年11月29日規則第87号  
平成20年6月26日規則第54号  
平成25年3月15日規則第21号  
平成28年3月25日規則第62号  
平成29年3月16日規則第12号  
平成30年3月28日規則第34号  
平成31年3月22日規則第16号  
令和5年3月17日規則第22号

(趣旨)

**第1条** この規則は、春日部市男女共同参画推進センター条例（平成17年条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所管)

**第2条** 春日部市男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）は、総務部人権共生課が所管する。

一部改正〔平成25年規則21号・令和5年22号〕

(許可手続等)

**第3条** 条例第5条第1項の規定により、センターの使用の許可を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、春日部市男女共同参画推進センター使用申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請は、春日部市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成19年規則第83号。以下「利用規則」という。）の規定による予約者の決定の後に受け付けるものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、条例第13条に規定する使用料を徴収し、春日部市男女共同参画推進センター使用許可書兼領収書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

4 条例第5条第1項の規定により、センターの使用許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、使用日の7日前までに春日部市男女共同参画推進センター使用変更申請・取消届出書兼使用料還付申請書（様式第3号）により市長に申請し、又は届け出なければならない。ただし、使用日を変更しようとするときは、第2項の規定を準用する。

5 前項の申請又は届出をするときは、許可書を提示しなければならない。

6 市長は、第4項の規定による申請又は届出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、既納の使用料の差額又は全額を徴収し、又は還付し、春日部市男女共同参画推進センター使用変更許可・取消通知書兼領収書兼使用料還付通知書（様式第4号。以下「変更等許可書」という。）により許可又は通知するものとする。

7 使用者は、使用開始前に許可書（前項の許可を受けた者にあつては、許可書及び変更等許可書）を提示し、係員の指示に従わなければならない。

一部改正〔平成19年規則62号・87号・20年54号・29年12号・30年34号〕

(使用の許可に係る予約)

**第3条の2** 前条に規定する使用の許可に係る予約については、利用規則に規定する手続によるものとする。

追加〔平成19年規則87号〕

(使用終了の届出)

**第4条** 使用者は、条例第11条の規定により施設等を原状に回復したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

一部改正〔平成29年規則12号・30年34号〕

(使用料の減免)

**第5条** 条例第14条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 本市が主催又は共催する事業のために使用するとき 免除
- (2) 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の教育課程に基づく教育活動のために使用するとき 免除

追加〔平成19年規則62号〕、一部改正〔平成29年規則12号・30年34号・31年16号〕

(減免の手続)

**第6条** 使用料の減額又は免除を受けようとするものは、春日部市男女共同参画推進センター使用料減額・免除申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査のうえその可否を決定し、春日部市男女共同参画推進センター使用料減額・免除決定通知書(様式第6号)により、申請したものに通知しなければならない。

追加〔平成19年規則62号〕

(使用料の還付)

**第7条** 条例第15条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第15条第1項又は第2項に該当するとき 全額の還付
- (2) 使用日の7日前までに使用の許可を取り消す旨の申請があったとき 全額の還付
- (3) その他の場合 市長が別に定める額の還付
- (4) 前3号に掲げるもののほか、使用の許可の変更により既納の使用料に差額が生じたとき 当該変更によって生じた額の還付

追加〔平成19年規則62号〕、一部改正〔平成20年規則54号・29年12号・30年34号〕

(還付の手続)

**第8条** 使用料の還付(第3条第6項の規定による還付を除く。)を受けようとする者は、春日部市男女共同参画推進センター使用料還付申請書(様式第7号)により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請をするときは、許可書(第3条第6項の許可を受けた者にあつては、許可書及び変更等許可書)を提示しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請のあったときは、審査のうえその可否を決定し、春日部市男女共同参画推進センター使用料還付通知書(様式第8号)により申請をした者に通知し、使用料を還付するものとする。

追加〔平成19年規則62号〕、一部改正〔平成20年規則54号〕

(指定管理者の指定の申請)

**第9条** 条例第17条第1項の規定による申請は、春日部市男女共同参画推進センター指定管理者指定申請書(様式第9号)によるものとする。

2 条例第17条第1項に規定するその他必要な書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあつては、その者の登記事項証明書
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (4) 過去3か年分の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれに準ずる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

追加〔平成29年規則12号〕、一部改正〔平成30年規則34号〕

(指定管理者の指定等)

**第10条** 市長は、条例第17条第2項の規定による選定の結果を前条の規定による申請をしたものに対し、春日部市男女共同参画推進センター指定管理者指定候補者選定結果通知書(様式第10号)により通知するものとする。

2 市長は、条例第17条第2項の規定により指定したときは、当該指定した法人又はその他の団体(以下「指定団体」という。)に対し、春日部市男女共同参画推進センター指定管理者指定通知書(様式第11号)によりその旨を通知するとともに、同条第3項の規定により、次に掲げる事項について速やかに告示するものとする。

- (1) 指定をした日
- (2) 指定管理者に管理を行わせるセンターの名称
- (3) 指定管理者となる団体の名称及び所在地
- (4) 指定の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長及び指定団体は、センターの管理に関する協定を締結しなければならない。

追加〔平成29年規則12号〕、一部改正〔平成30年規則34号〕

(事業報告書)

**第11条** 条例第22条の事業報告書は、春日部市男女共同参画推進センター指定管理者事業報告書(様式第12号)によるものとする。

追加〔平成29年規則12号〕、一部改正〔平成30年規則34号〕

(指定の取消し等)

**第12条** 市長は、条例第24条第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理者の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合は、春日部市男女共同参画推進センター指定管理者指定取消等通知書(様式第13号)によりその旨を通知するとともに、次に掲げる事項について、速やかに告示するものとする。

- (1) 処分した日
- (2) 処分された指定団体が管理を行っていたセンターの名称
- (3) 処分された指定団体の名称及び事務所の所在地
- (4) 期間を定めて指定管理者の業務の全部又は一部の停止を命じた場合は、その期間と当該業務の範囲

追加〔平成29年規則12号〕、一部改正〔平成30年規則34号〕

(その他)

**第13条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

一部改正〔平成19年規則62号・29年12号〕

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前までに、春日部市男女共同参画推進センター設置及び管理条例施行規則(平成11年春日部市規則第43号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

**附 則**(平成19年8月1日規則第62号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の春日部市男女共同参画推進センター条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

**附 則**(平成19年11月29日規則第87号抄)



(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年2月1日から施行する。(後略)  
(春日部市男女共同参画推進センター条例施行規則の改正に伴う経過措置)
- 7 改正後の春日部市男女共同参画推進センター条例施行規則第3条第2項の規定は、平成20年5月1日からの施設の利用から適用する。

**附 則** (平成20年6月26日規則第54号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年7月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に、改正前の春日部市春日部コミュニティセンター条例施行規則、春日部市市庄和コミュニティセンター条例施行規則、春日部市男女共同参画推進センター条例施行規則及び春日部市市庄和勤労福祉センター条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

**附 則** (平成25年3月15日規則第21号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則** (平成28年3月25日規則第62号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則** (平成29年3月16日規則第12号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附 則** (平成30年3月28日規則第34号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

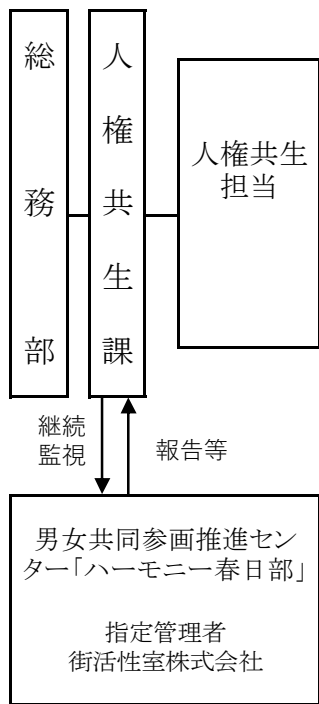
**附 則** (平成31年3月22日規則第16号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則** (令和5年3月17日規則第22号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 5 令和5年度春日部市男女共同参画行政所管組織



### ハーモニーの機能

情報機能  
 学習機能  
 交流機能  
 相談機能  
 施設管理

※男女共同参画社会に関する調査、企画及び総合調整に関すること

※男女共同参画社会に関する施策の推進及び啓発に関すること

#### 1 基本計画推進事業

#### 2 諮問機関

(1) 男女共同参画推進審議会の開催(2回)

#### 3 各関係機関との連絡調整事業

#### 4 啓発事業

(1) 男女共同参画情報誌「ハーモニー」の発行 …… 指定管理者

#### <情報機能>

※男女共同参画社会の形成に係わる図書、資料及び情報の収集並びに提供に関すること

#### 1 情報収集・提供事業

(1) 図書、資料等の閲覧・貸し出し …… 指定管理者

(2) パネル展示 …… 指定管理者

(3) センター要覧の発行…… 指定管理者

#### <学習機能>

※男女共同参画社会の形成に係わる学習の機会の提供に関すること

#### 2 学習事業 …… 指定管理者

(1) 男女共同参画セミナー(13回)

(2) 女性のためのエンパワメントセミナー(13回)

(3) メンズアクションセミナー(2回)

(4) 自主事業(2回)

#### <交流機能>

※男女共同参画社会の形成に係わる市民参画

#### 3 交流事業・市民活動支援事業 …… 指定管理者

(1) ハーモニーフェスタ2023

(2) 男女共同参画講演会(登録団体の集い)

#### <相談機能>

※男女共同参画社会の形成に係わる相談に関すること

#### 4 相談事業 …… 指定管理者

(1) 女性総合相談 (女性相談員:週4回)

(2) 女性のからだ相談 (保健師:週1回)

(3) 女性のカウンセリング相談 (女性カウンセラー:月3回)

(4) 女性のための法律相談 (女性弁護士:月1回)

(5) 男性のための相談 (男性産業カウンセラー:月1回)

#### <施設管理>

※施設の利用に関すること

#### 5 施設管理事業 …… 指定管理者

(1) センター施設の貸し出し(男女共同参画意識の醸成)

(2) その他センターの設置目的を達成するために必要な業務に関すること

## 6 団体登録制度

男女共同参画推進センター「ハーモニー春日部」は、男女が平等な立場で社会のあらゆる分野に参画し共に責任を担う「男女共同参画社会」実現のための活動拠点です。

目的を持って活動する団体の把握と支援のため、登録制度をおきます。ご理解とご協力をお願いいたします。

### (1) 登録要件

- A { ①男女共同参画社会の実現を目指して主体的に活動する団体  
B { ②会員の7割が市内在住・在勤・在学者  
③団体としての目的及び活動計画を有する団体
- 登録団体A：①～③を満たす団体  
登録団体B：②～③を満たす団体

**※使用目的が下記に該当する場合、その団体の登録はできません。**

- ①秩序及び風俗を害する恐れがあるとき。
- ②建物及び附帯設備を破損する恐れがあるとき。
- ③営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業にセンターの名称を使用するとき。
  - ア 収益事業を営む法人（人格のない社団を含む）・商人・営利法人（会社）が使用する場合（目的を問わず）
  - イ 手工芸、舞踏、茶道、華道・生花、絵画やスポーツ・レクリエーション、その他の学習（習い事や技芸等）の先生や私塾の経営者の方が、収益（稽古や練習、作品づくり）や宣伝（生徒集め等）を目的に使用する場合。
  - ウ 公共・公益法人、協同組合等が収益事業の場として使用する場合。
  - エ 商品（販売できる物品・物資を含む）・サービスの販売・宣伝及び会社・商店・私塾/収益事業の宣伝を目的とする場合。
- ④特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するとき。
- ⑤特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するとき。

※申請者（主催者）名を変えても実際の使用が宗教団体の場合は、使用できません。

※布教活動及び布教活動につながる場合も使用できません。
- ⑥その他管理上支障があるとき。

## (2) 登録の方法

- ① **登録団体申請書** に必要事項を記入し、**会員名簿** 及び **規約等** を添えて、センターへ申込んでください。  
※公共施設予約システムへの利用者登録申請も必要です。
- ② 申請後、**登録証(カード)** を交付します。センター使用申請の際、登録証を提示してください。

## (3) 団体として使用できる施設

- ① 申込みが必要な施設  
多目的ホール、生活学習室、研修室1・2、茶室、和室
- ② 申込みが不要な施設  
印刷工房、サークル活動室、こどものへや(ただし、大人一人以上の監督者が必要)

## (4) 登録後について

- ① 使用したい月の3か月前の1日から14日の間に公共施設予約システムを利用した抽選申込みができます。(抽選は1回です) 抽選期間終了後は先着申込みになります。
- ② 登録団体同士の交流を深めると同時に、センターの目的を理解していただくため、年1回登録団体の集いへの参加をお願いします。
- ③ 登録した内容は、市民からの問い合わせの際、情報提供するものとします。
- ④ 登録は毎年自動更新となります。

⑦センターとの連絡調整などのため、使用責任者を記名してください。

#### (4) 使用の方法

- ①事務室にて、使用許可書を提出し部屋のカギをお受取りください。
- ②使用時間を守り時間内に後片付け清掃を行い、ゴミはお持ち帰りください。
- ③使用後は使用報告書に記入し、鍵・使用備品と一緒に事務室へお持ちください。
- ④施設・備品に破損、故障があった場合は速やかに事務室へご連絡ください。

#### (5) 使用予約の取消しや変更

取消や変更が生じた場合は、使用日の7日前までに手続きをお願いします。

#### (6) 使用にあたってのお願い

- ①センター内での飲酒は禁止です。また、多目的ホール、情報ライブラリー、印刷工房内及び和室・茶室（茶道を除く）での飲食はご遠慮ください。
- ②敷地内全面禁煙です。（令和元年7月1日～）
- ③他の部屋の使用者に迷惑がかからないようご配慮願います。
- ④自動車及び自転車は所定の位置に駐車及び駐輪し必ず施錠してください。
- ⑤盗難、紛失等について、センターは一切責任を負いません。
- ⑥ペットを連れての入館はできません。ただし盲導犬・介助犬は入館できます。
- ⑦政治・宗教・営利目的の使用はできません。

#### (7) 使用許可の取消し

次のような場合は、部屋の使用許可を取消しすることがあります。

- ①春日部市男女共同参画推進条例第5条第2項第1号から第5号までのいずれかに違反したとき。
- ②偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- ③職員の指示に従わないとき。
- ④その他管理上支障があるとき。

※使用上分からないことは遠慮なく職員にお尋ねください。

## 7 使用方法

男女共同参画推進センターの部屋などを使用する個人や団体の方々が安全で楽しく、快適に利用できるように定めたものです。是非お守りいただきますようお願いいたします。

(1) 使用できる部屋の種類及び定員、用途（定員は机やいすを並べたときの収容人数）

①多目的ホール	定員 100名	講演会、セミナー、軽体操など
②生活学習室	定員 36名	調理実習
③相談室1	定員 4名	相談
④印刷工房		印刷・製本作業
⑤情報ライブラリー	定員 22名	図書などの閲覧
⑥研修室1	定員 39名	セミナーなど
⑦研修室2	定員 21名	セミナーなど
⑧こどものへや	定員 16名	セミナー開催・団体活動時の保育
⑨サークル活動室	定員 24名	登録団体の会合
⑩和室	定員 12名	会議など
⑪茶室	定員 10名	茶道など

(2) 使用時間と休所日

①使用時間

8：30～21：30

※使用時間は準備時間及び清掃・片付け時間を含みます。

②休所日

年末年始（12／29～1／3）

※センターの管理上必要がある時は、臨時に休所する場合があります。

臨時休所日は広報かすかべでお知らせします。

(3) 使用許可申請の方法

①公共施設予約システムをご利用ください。

②抽選申込み期間は、使用する月の3か月前の1日から14日までです。抽選申込み終了後の15日以降は、先着予約になります。

③使用区分（枠）は、

午前の部 8：30～10：30／10：30～12：30

午後の部 13：00～15：00／15：00～17：00

夜間の部 17：30～19：30／19：30～21：30

とし、1団体にのみ貸出します。

④予約は1団体月4枠までです。ただし、3日前の時点で空きがあれば使用予約を受け付けます。

⑤使用備品については、使用するものとその数を記入してください。

（例）マーカー○色○本・ラジカセ・ワイヤレスマイク○本など

⑥備品の持ち込みや部屋の装飾をする時は、事前に申出て許可を得てください。

生活学習室		約97㎡
主な用途	調理実習	
設備	調理台(流し、オープン)	6
	椅子	36
	調理道具	各種
	食器	各種
	ホワイトボード	1
	ガーデンテーブル	3
	ガーデンチェア	16
	冷蔵庫	1
	電子レンジ	1
	炊飯器	3
	ハンドミキサー	4
	ジューサーミキサー	4
	スピードカッター	4
	シューズケース	24
ワゴン	1	
	衣類用ハンガー	
使用方法	履物を脱いで入室してください。シューズケースは、室内にあります。生ごみはお持ち帰りください。調理したものをテラスで試食することもできます。調理台の下にガスの元栓がありますので、使用後は必ず閉めてください。換気扇、清掃道具は倉庫の中にあります。調理用具を使用した場合は、チェックリストに記入をして下さい。	

印刷工房		約14㎡
主な用途	男女共同参画団体の活動に関する資料の作成	
設備	印刷機	1
	紙折り機	1
	裁断機	1
	電動穿孔機	1
	大型ステープラー	1
	作業テーブル	1
使用方法	機材の操作方法は必ず職員にお聞きください。用紙はご持参ください。印刷使用簿に印刷枚数を記入してください。カウンターは印刷機内部にあります。印刷前に原稿を確認させていただき、印刷終了後に実費徴収させていただきます。	

相談室1		18㎡
主な用途	専門相談員による相談	
設備	相談テーブル、事務机、椅子	各1
	相談者用テーブル	1
	相談者用椅子	4
	キャビネット	1
使用方法	女性相談(総合相談、からだ・母乳・育児相談、カウンセリング相談、法律相談)と男性のための相談を行っています。開催日時等につきましては、広報かすかべまたは春日部市ホームページをご覧ください。	

ミーティングルーム		約7㎡
主な用途	打ち合わせ室	
設備	事務机1、椅子2	1
使用方法	打ち合わせ等に使用します。	

## 各部屋の機能と使い方

事務室		40m <sup>2</sup>
主な用途	相談受付業務、学習相談窓口、図書貸し出し、鍵の貸出	
館内貸し出し用 備品	備品名	数量
	CDラジカセ	2
	DVDプレーヤー	1
	ワイヤレスマイク	4
	マイクスタンド(スタンド)	3
	マイクスタンド(卓上)	3
	アンプ(ワイヤレスマイク用)	2
	譜面台	9
	オーバーヘッドプロジェクター	1
	三脚付スクリーン	1
液晶プロジェクター	1	

多目的ホール		約136m <sup>2</sup>
主な用途	講座、講演会、軽体操	
設備	椅子	100
	机	20
	ステージ折りたたみ式	2
	講演台	1
	花台	1
	アップライトピアノ	1
	壁面ミラー	
	音響操作卓(DVD、CD、VTR、カセットデッキ、マイクロホン)	1
	更衣室(ロッカー)	男女別各20
	ホワイトボード	1
遮光スクリーン		
使用方法	窓の開閉や遮光スクリーンの上下、音響卓、照明、空調の操作についてご不明な点がございましたら、職員にお聞きください。 更衣室のロッカーはコイン返却方式です。清掃用具は男子更衣室内にあります。飲食はできません。	

情報ライブラリー		78m <sup>2</sup>
主な用途	男女共同参画に関する資料、図書等の閲覧、貸出	
設備	閲覧テーブル	12
	椅子	16
特徴	約3,920冊の図書と、各市町の女性情報誌などの行政資料を備えています。	23
使用方法	図書・ビデオの貸出は一人4冊(本)までです。貸出期間は図書が2週間、ビデオは1週間です。住所等を確認できるものと一緒に図書貸出登録票を窓口に提出してください。飲食はできません。	



<b>研修室1</b>		60㎡
主な用途	研修、会議、学習活動	
設備	机	13
	椅子	39
	33インチテレビ	1
	S-VHSビデオ	1
	ホワイトボード	1
使用方法	机、椅子を移動された場合は元の位置に戻してください。	

<b>研修室2</b>		39㎡
主な用途	研修、会議、学習活動	
設備	机	7
	椅子	21
	29インチテレビ	1
	ホワイトボード	1
使用方法	机、椅子を移動された場合は元の位置に戻してください。	

<b>こどものへや</b>		約34㎡
主な用途	保育	
設備	座卓	1
	ベビーベット	1
	21インチテレビ	1
	おもちゃ	各種
	絵本	各種
	幼児用トイレ	1
使用方法	センターの主催事業の時にお子さんを一時保育する場所です。また、保護者がセンターを利用している間、お子さんをあずかる部屋としてお使いください。その場合、必ず大人が付くようにして下さい。利用の際は、事務室にある利用簿に記入してください。個人利用はできません。	

<b>サークル活動室</b>		38㎡
主な用途	サークル同士交流の場、情報の提供など	
設備	テーブル	8
	椅子	20
	掲示板	1
	収納ロッカー	2
使用方法	入室前に事務室で受付をしてください。使用時間は1時間までです。共有スペースですので、譲り合ってください。飲食は可能ですが、ゴミは必ずお持ち帰りください。	

<b>茶室</b>		約15㎡
主な用途	華道、茶道	
設備	炉、にじり口、水屋	
	茶道具、華道具一式	
使用方法	入室の際は、入り口の鍵をお持ちください。茶道具、華道具を使用の場合は、チェックリストに記入してください。道具は和室と水屋上の棚に収納してあります。	

<b>和室</b>		約18㎡
主な用途	会議、着付け等	
設備	座卓	6
	座布団	30
	姿見	1
使用方法	入室の際は、入り口の鍵をお持ちください。飲食はできません。	

<b>ちびっこ広場</b>		約715㎡
主な用途	施設の前庭としてお使いください。センターの管理になりますが、休所日でもご利用いただけます。	
設備	鉄棒	2
	ベンチ	4
	滑り台	1
使用方法	小さいお子様から大人まで誰もが利用できますように、ボール遊びなど危険なことはご遠慮ください。	

## その他の施設

授乳室	2階給湯室奥にあります。ベビーベットがあり、専用の個室でお子様の世話をしてください。
給湯室	1、2階にあります。湯のみ、急須をお使いください。ただし飲食可能な部屋に限ります。
トイレ	1、2階に男女別と多目的トイレがあります。多目的トイレは、障害者はもちろん、ベビーカーなどのお子様づれにも利用できます。それぞれのトイレにはベビーベットやベビーチェアが備えてあります。紙おむつはお持ち帰りください。
利用案内	当日の利用案内は1階エントランスホール事務室前に掲示してあります。お部屋を確認してお入りください。
自動販売機	エントランスホールに清涼飲料水の自動販売機が1台あります。
駐車場	32台(身障者用1台を含む)。正面玄関前と建物北側にあります。駐車場台数が少ないため、できるだけ他の交通機関をご利用ください。

**※令和元年7月1日から敷地内全面禁煙です。**

# 8 令和5年度利用統計

## <部屋別月別利用統計>

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
多目的ホール	枠	98	96	99	115	90	118	127	121	96	108	98	119	1,285
	女	749	765	746	906	770	1,025	1,004	1,664	811	861	771	890	10,962
	男	119	101	100	124	103	114	147	526	111	108	105	129	1,787
	計	868	866	846	1,030	873	1,139	1,151	2,190	922	969	876	1,019	12,749
生活学習室	枠	6	5	8	6	6	5	5	15	6	5	6	16	89
	女	24	34	37	34	30	29	36	67	58	36	45	69	499
	男	19	21	20	29	9	20	19	41	28	22	30	42	300
	計	43	55	57	63	39	49	55	108	86	58	75	111	799
研修室1	枠	48	21	61	21	18	20	24	35	22	20	19	61	370
	女	258	274	324	298	218	275	325	374	227	245	252	332	3,402
	男	117	92	148	108	93	100	128	152	126	89	99	175	1,427
	計	375	366	472	406	311	375	453	526	353	334	351	507	4,829
研修室2	枠	33	23	31	27	9	13	26	33	24	20	17	24	280
	女	136	107	133	119	28	57	115	127	106	82	77	64	1,151
	男	20	9	19	28	12	11	19	21	16	16	22	18	211
	計	156	116	152	147	40	68	134	148	122	98	99	82	1,362
茶室・和室	枠	1	1	1	1	2	2	1	14	5	5	5	8	46
	女	8	3	4	5	0	6	2	15	13	22	35	24	137
	男	0	1	1	0	0	0	0	13	1	5	4	8	33
	計	8	4	5	5	0	6	2	28	14	27	39	32	170
有料施設合計	枠	186	146	200	170	125	158	183	218	153	158	145	228	2,070
	女	1,175	1,183	1,244	1,362	1,046	1,392	1,482	2,247	1,215	1,246	1,180	1,379	16,151
	男	275	224	288	289	217	245	313	753	282	240	260	372	3,758
	計	1,450	1,407	1,532	1,651	1,263	1,637	1,795	3,000	1,497	1,486	1,440	1,751	19,909
有料施設昨年実績	計	1,110	1,260	1,502	1,369	928	1,351	1,444	2,187	1,164	1,140	1,298	1,412	16,165
情報ライブラリー/ エントランスホール/ ちびっ子広場	女	913	1,302	1,440	1,548	1,187	1,555	1,662	2,182	1,397	1,444	1,368	1,531	17,529
	男	294	309	377	434	367	383	514	749	463	396	441	553	5,280
	計	1,207	1,611	1,817	1,982	1,554	1,938	2,176	2,931	1,860	1,840	1,809	2,084	22,809
サークル活動室	女	49	41	11	13	21	36	26	31	19	14	37	27	325
	男	7	17	3	3	9	4	4	8	0	3	0	0	58
	計	56	58	14	16	30	40	30	39	19	17	37	27	383
こどもの部屋	女	33	38	57	52	31	48	62	54	33	41	41	62	552
	男	61	57	73	76	58	61	77	59	49	59	61	84	775
	計	94	95	130	128	89	109	139	113	82	100	102	146	1,327
印刷工房	女	2	2	4	1	4	5	7	6	3	3	4	5	46
	男	0	3	0	0	3	5	9	2	0	2	1	8	33
	計	2	5	4	1	7	10	16	8	3	5	5	13	79
図書貸出	女	10	44	26	22	14	24	20	21	21	19	11	26	258
	男	10	28	24	26	18	20	24	15	22	12	8	13	220
	計	20	72	50	48	32	44	44	36	43	31	19	39	478
相談室	女	60	62	52	67	66	66	59	57	62	61	55	54	721
	男	3	2	2	2	1	2	2	2	2	2	3	1	24
	計	63	64	54	69	67	68	61	59	64	63	58	55	745
無料施設合計	女	1,067	1,489	1,590	1,703	1,323	1,734	1,836	2,351	1,535	1,582	1,516	1,705	19,431
	男	375	416	479	541	456	475	630	835	536	474	514	659	6,390
	計	1,442	1,905	2,069	2,244	1,779	2,209	2,466	3,186	2,071	2,056	2,030	2,364	25,821
無料施設昨年実績	計	1,597	1,808	1,973	1,756	1,318	1,665	1,811	2,572	1,463	1,492	1,649	1,793	20,897
利用者合計	女	2,242	2,672	2,834	3,065	2,369	3,126	3,318	4,598	2,750	2,828	2,696	3,084	35,582
	男	650	640	767	830	673	720	943	1,588	818	714	774	1,031	10,148
	計	2,892	3,312	3,601	3,895	3,042	3,846	4,261	6,186	3,568	3,542	3,470	4,115	45,730
昨年度利用者合計	計	2,707	3,068	3,475	3,125	2,246	3,016	3,255	4,759	2,627	2,632	2,947	3,205	37,062

※枠とは・・・使用区分のこと(19ページ(3)③参照)。

## 9 令和5年度情報事業

### (1) 情報ライブラリー／パネル展示テーマ

4月	かすかべハーモニープランの紹介
	春日部市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の紹介
	各種相談窓口の紹介
5月	壁新聞・内牧フォークロア
	男女共同参画週間事業紹介
6月	男女共同参画週間とは？
	「イラストで学ぼう男女共同参画基本法」 (WithYouさいたま貸出用パネル)
7月	七夕の短冊に「男女共同参画実現」の願いを書こう
	ほっこりカフェ紹介
8月	DV防止講座紹介「DVとは?」
	壁新聞・内牧フォークロア
9月	介護講座紹介「頼れる先を知ろう」
10月	ハーモニーフェスタ2024開催告知
	ジェーンズ著書の「読みどころ」紹介
	館内利用者アンケート結果の告知
11月	女性に対する暴力をなくす運動パープルリボン
	ハーモニーフェスタ2023展示企画 (木工作品、手織り作品、手芸作品ほか)
	「音楽と女性」 (国立女性会館借用パネル)
12月	ハーモニーフェスタ2023終了告知
	「考えよう！わたしたちの働き方・暮らし方」 (WithYouさいたま借用パネル)
1月	性の多様性講座紹介「性の多様性ってなんだろう」
	男女共同参画情報誌「ハーモニーVOL. 19」紹介
2月	「リプロダクティブヘルス&ライツ」の講座紹介と関連図書展示
	国際女性デー紹介
3月	壁新聞・内牧フォークロア
	2024国際女性デー「風刺漫画で説く～女を待つバリア」

## (2) 令和5年度図書関係

男女共同参画に関する図書・行政資料等を備えています。

図書 3,920冊 / ビデオ・DVD 87本

### ①貸出用購入図書

	書名	著者	出版社
1	女性のいない民主主義	前田健太郎	岩波書店
2	自閉症スペクトラム症の女の子が会う世界	サラ・ヘンドリックス	河出書房新社
3	子どもと一緒に楽しく学ぶ性教育	遠見才希子	ナツメ社
4	しんきり	やまだ紫	光文社
5	マンガでわかるLGBTQ+	パレットーク	講談社
6	失敗しないためのジェンダー表現	新聞労連	小学館
7	子どもジェンダー	シオリーヌ	ワニブックス
8	災害とトイレ	日本トイレ協会	柏書房出版
9	婦人保護事業から女性支援法へ	戒能民江	信山社
10	アスリート盗撮	共同通信運動部	筑摩書房
11	おんなの女房	蟬谷めぐ実	KADOKAWA
12	女を待つバリア	西田淑子	現代書館
13	もし親友が婦人科医でなんでも聞けるとしたら	シーラ・デ・リス	サンマーク出版
14	親が認知症？離れて暮らす親の介護・見守り・お金のこと	工藤宏伸	翔泳社
15	親の見守り・介護をラクにする道具・アイデア・考えること	工藤宏伸	翔泳社
16	孤独と居場所の社会学	阿比留久美	大和書房
17	戦いの庭 咲く女 彼女がそこにいる理由	ジェーン・スー	文藝春秋
18	女らしさは誰のため	ジェーン・スー/中野信子	小学館新書
19	働く人のための「読む」カウンセリング	高山直子	研究者
20	性の多様性ってなんだろう	渡辺大輔	平凡社
21	関東大震災～被災者支援に動いた女たちの軌跡	浅野富美枝	生活思想社
22	障害があり女性であること～生活史からみる生きづらさ	土屋 葉	現代書籍
23	ジェンダー平等社会の実現へ「おかしい」から「あたりまえに」	杉井 静子	日本湖評論社
24	聞き書き・関東大震災	森まゆみ	亜紀書房
25	さらば、男性政治	三浦 まり	岩波新書
26	おしゃべりから始めるジェンダー入門	清田孝之	朝日出版社

	書名	著者	出版社
9	続・僕の姉ちゃん	益田ミリ	幻冬舎
10	夜回り猫2	深谷かおる	まがじんはうす
11	食べるの怖いな	シオリーヌ	ハガツサブックス
12	イクメンと呼ばないで	うめ	マガジンハウス
13	そして、星の輝く夜がくる	真山仁	祥伝社文庫
14	バラカ（上）	桐野夏生	集英社文庫
15	バラカ（下）	桐野夏生	集英社文庫
16	伊藤野枝集	森まゆみ	岩波文庫
17	みだれ髪	与謝野晶子	KADOKAWA
18	風よあらしよ（上）	村山由佳	集英社
19	風よあらしよ（下）	村山由佳	集英社
20	自由に考え、自由に学ぶ	鈴木裕子	労働大学
21	ダーティ・ワーク	絲山秋子	集英社
22	デンジャラス	桐野夏生	中央文庫
23	カケラ	湊かなえ	集英社
24	消えない月	畑野智美	角川文庫
25	夜空に泳ぐチョコレートグラミー	町田そのこ	新潮文庫
26	あの家に暮らす4人の女	三浦しをん	中央文庫
27	つるかめ助産院	小川糸	集英社
28	傑作はまだ	瀬尾まいこ	文春文庫
29	手のひろの京	綿矢りさ	新潮文庫
30	天然日和	石田ゆり子	幻冬舎
31	四十歳未婚出産	垣谷美雨	幻冬舎
32	生きるぼくら	浜田マハ	徳間文庫
33	おつかれ、今日の私。	ジェーン・スー	マガジンハウス
34	OVER THE SUN	ジェーン・スー	左右社
35	私がオバさんになったよ	ジェーン・スー	幻冬舎
36	これでもいいのだ	ジェーン・スー	中央文庫
37	生きるとか死ぬとか父親とか	ジェーン・スー	新潮文庫
38	貴様いつまで女子でいるか問題	ジェーン・スー	新潮文庫
39	日本のフェミニズム	北原みのり	河出書房
40	コロナと女性の貧困	樋田敦子	大和書房

	書名	著者	出版社
27	よかれと思ってやったのに男たちの失敗学入門	清田孝之	晶文社
28	アートとフェミニズムは誰のもの	村山由鶴	光文社
29	明日少女隊作品集「We can do it!」	明日少女隊	ツバメ出版流通
30	君の人生はきみのもの～子どもが知っておきたい権利の話	谷口真由美／荻上千キ	NHK出版
31	社会問題の作り方	荻上千キ	翔泳社
32	ケアの倫理	岡野八代	岩波書店
33	差別は思いやりで解決しない	神山 悠一	集英社
34	被害と加害のフェミニズム	クオンキムヒョンヨン	解放出版社
35	災害と性暴力：性被害をなかったことにしない、させないために。	小川たまか他	日本看護協会出版会
36	普通の相談	東畑開人	金剛出版
37	フィンランドで気づいた小さな幸せ	島塚絵里	パイインターナショナル
38	自分のために料理を作る自炊から始まるケアの話	山口祐加／星野概念	晶文社
39	乳がんがよくわかる本～安心して納得の治療を受けるために	井本茂	つちや書店
40	黄色い家	川上未映子	中央公論新社

## ②閲覧用購入図書

	書名	著者	出版社
1	THE BIG ISSUE	ビッグイシュー日本	
2	We Learn	公益財団法人日本女性学習財団	
3	きょうの健康	NHK出版	
4	女性情報	パド・ウィメンズ・オフィス	

## ③寄贈図書

	書名	著者	出版社
1	エゴイスト	高山真	小学館
2	食堂かたつむり	小川糸	ぽぷら文庫
3	愛なき世界（上）	三浦しをん	中央文庫
4	愛なき世界（下）	三浦しをん	中央文庫
5	生のみ生のままで（上）	綿矢りさ	集英社文庫
6	生のみ生のままで（下）	綿矢りさ	集英社文庫
7	BL時代の男子学	國友万裕	SCREEN新書
8	やっぱり僕の姉ちゃん	益田ミリ	幻冬舎

書名		著者	出版社
41	月経の人類学	杉田映理	世界思想
42	赤ちゃんをわが子として育てる方を求む	石井光太	小学館
43	こどもホスピスの軌跡	石井光太	新潮文庫
44	メタボラ	桐野夏生	文春文庫
45	海をあげる	上間陽子	筑摩書房
46	異邦人	原田マハ	PHP文芸文庫
47	群青の魚	福澤徹三	光文社新書
48	ゼロ、ハチ、ゼロ、ナナ	辻村深月	講談社文庫
49	チョコレートコスモス	恩田陸	角川文庫
50	落日	湊かなえ	ハルキ文庫
51	火の粉	雫井脩介	幻冬舎ぶ
52	未来	湊かなえ	双葉文庫
53	水の眠り灰の夢	桐野夏生	文春文庫
54	本性	井岡瞬	KADOKAWA
55	リボルバー・リリー	長浦京	講談社
56	ロンリネス	桐野夏生	光文社
57	悪女について	有吉佐和子	新潮社
58	今日の人生	益田ミリ	ミシマ社
59	海を抱く	村山由佳	集英社文庫
60	独立記念日	浜田マハ	PHP文芸文庫
61	ファーストクラッシュ	山田詠美	文春文庫
62	農ガール農ライフ	垣谷美雨	祥伝社文庫
63	夏を喪くす	浜田マハ	講談社
64	女性と図書館	青木玲子	日外アソシエーツ
65	転職ばかりうまくなる	ひらいめぐみ	万年書房
66	小山さんノート	松尾亜希子	エトセトラブックス



●春日部市男女共同参画推進センター「ハーモニー春日部」●

# 情報ライブラリーのご案内

＜男女共同参画に関する図書・行政資料等を備えています＞



## 図書の貸出し

初めて借りるとき：図書貸出登録票に必要事項を記入し、住所等が確認できるものと一緒にカウンターへ提出してください。貸出券を発行します。

※春日部市在住・在勤・在学・登録団体の方に限ります。

利用方法：借りたい本と貸出券をカウンターにお持ちください。

※行政資料、館内シールが貼ってあるものは貸出できません。

貸出期間と冊数：一人4冊まで（新刊は1冊まで）

貸出期間は図書が2週間、ビデオ類は1週間です。

本を返すとき：午前8時30分から午後9時30分までに窓口へ返却ください。

※貸出券をお返しします。

（休館日：年末年始）

※貸出券を紛失された場合は窓口までお声掛けください。

### 春日部市男女共同参画推進センター ハーモニー春日部

〒344-0063 春日部市緑町3-3-17

TEL 048-731-3333 / FAX 048-733-0071

国道4号線「緑町4丁目」交差点からユリノキ通り案内板から1分。

住宅地の中にある2階建ての建物です。 （駐車場32台）

# 10 令和5年度主催事業実績

## (1) 学習事業

事業名	開催日	開催回数	延べ参加者
映画上映「私は男女平等を憲法に書いた」	6月24日	1回	11人
みんなにやさしい防災講座「どうする？災害時のトイレ問題」	6月25日	1回	30人
こどもの料理教室&ママのほっこりタイム	7月23日	1回	17人
不機嫌と言う名の暴力～なぜ被害者は自分を責めるのか～	9月2日	1回	36人
女性のための法律講座～知っておきたい婚姻・離婚の常識～	9月30日	1回	12人
かかえ込まない家族介護～頼れるさきを知ろう～	10月21日	1回	39人
「おもてなし稽古」男性のためのコミュニケーション連続講座	12月10日/12月17日	2回	33人
男女共同参画講演会「さなぎ」上映&監督トーク	1月14日	1回	75人
毎月の「ツラさ」と上手に付き合おう～女性の活躍とヘルスリテラシーin春日部～	1月14日/3月2日	2回	14人
いろいろな性 いろいろな生き方	1月28日	1回	21人
誰にでもある更年期のこころと身体のケア	2月17日	1回	20人
ジェンダーカフェ	3月8日	1回	12人
知って安心 とことんやさしく学ぶ 女性のための年金講座	3月9日	1回	36人
ほっこりカフェinハーモニー	4月20日、5月18日、6月15日、7月20日、8月17日、9月21日、10月19日、11月16日、12月21日、1月18日、2月15日、3月21日	12回	133人
ほっこりカフェinハーモニー（番外編）	11月16日	1回	15人
合 計		28回	504人

## (2) 利用団体交流事業・市民活動支援事業

事業内容	開催日	開催回数	延べ参加者
ハーモニーフェスタ2023	11月20日～26日	1回	1,201人
登録団体の集い 男女共同参画講演会「さなぎ」上映&監督トーク	1月14日	1回	75人
合 計		2回	1,276人

## 11 令和5年度自主事業実績

事業内容	開催日	開催回数	延べ参加者
シネマサロン「ツヒノスミカ」	7月16日	1回	38人
親子で楽しく知る防災 ～実験と体験で学んじゃおう～	12月9日	1回	22人
パープル・オレンジライトアップ	11月1日～11月29日	1回	-人
パネル展示	通年	26回	-人
合 計		29回	60人

## (1) 学習提供事業

事業名	【男女共同参画セミナー（男女共同参画週間企画）】 映画上映「私は男女平等を憲法に書いた」				
事業対象者	一般（定員20人）				
事業のねらい	ジェンダー視点のある映画の上映で身近な男女共同参画について考えるきっかけを作る。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	6月24日（土）	参加者数	11人 (女性6人、男性5人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		シネマサロン「私は男女平等を憲法に書いた」		
	回数	1回	講師名	土屋 俊子 氏	
	備 考		13：30～15：30		
			研修室1		
参加者からのアンケート	勉強になりました。人権は大切です。				
	ジェンダーギャップ指数が低い日本で一人一人の市民が問題意識をもつような取り組みを今後も望みます。				
	この企画が素晴らしい。				
	憲法制定のことがわかり大変勉強になりました。知る事ができて良かったです。				
	素晴らしい方だと知らなかった。いい勉強になりました。				
	今後もこのような企画をしていただきたいです。				



## (1) 学習提供事業

事業名	【男女共同参画セミナー】 みんなにやさしい防災講座「どうする？災害時のトイレ問題」				
事業対象者	一般（定員30人）				
事業のねらい	身近なトイレ問題から女性が災害によって受ける障壁を可視化し、防災意識を持つことで、日ごろから女性がリーダーシップをとれるコミュニティを作る。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	6月25日（日）	参加者数	30人 (女性18人、男性12人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		みんなにやさしい防災講座 「どうする？災害時のトイレ問題」		
	回数	1回	講師名	インクルラボ代表 高橋 聖子 氏	
	備考		13：30～15：30		
			研修室 1		
参加者からのアンケート	災害時の行動等参考になりました。やはりトイレが心配です。今日の講座を家族と共有します。				
	トイレについて実際に体験も出来て分かりやすかったです。				
	自分事として考えることができる講座でした。さまざまな立場での参加者の見方が参考になりました。				
	避難場所ではトイレが多くないと汚染もでて来るし、衛生面も問題になる。仮設トイレが少ないという問題点を解決する必要がある。				
	自治体への提案のアドバイスが参考になった。				
	途中「尊厳」という言葉がでてきて、支援を切り下げるような思考停止は絶対に許されないと考えた。				



## (1) 学習提供事業

事業名	【男女共同参画セミナー】 こどもの料理教室&ママのほっこりタイム				
事業対象者	小学3年生～6年生までのこどもとその母親（定員12組）				
事業のねらい	こどもの自立支援と母親のエンパワメント				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	7月23日（日）	参加者数	17人 (女性15人、男性2人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		ママとこどもの夏休み講座		
	回数	1回	講師名	こどもの料理教室 宮武 佐治子 氏 (春日部市保健所地域活動栄養士会)  ママのほっこりタイム講師 小澤 美佳 氏	
	備考		10:00～12:30		
			生活学習室・研修室1		
参加者からのアンケート	パンダおにぎりのなかにウィンナーをいれるのを初めて知った。				
	いろいろな料理が作れて楽しかった。家で作ってみたい。				
	初めてで緊張したけど、知らないことを教えてくれて、みんなやさしかった。				
	こどもと離れてゆっくり集中しながら楽しめる時間が出来てよかった。				
	このような機会をまた、作ってほしい。歴史や文化の話もとても興味深かった。				
	こどもたちが体験できる講座があればうれしい。自分のことは後回しなので今日の講座は嬉しかった。				



## (1) 学習提供事業

事業名	【男女共同参画セミナー（DV防止啓発講座）】 不機嫌と言う名の暴力～なぜ被害者は自分を責めるのか～				
事業対象者	一般（定員30人）				
事業のねらい	DVが身体的な暴力だけではなく、精神的、性的、経済的な暴力が存在すること。特にモラルハラスメントが及ぼす心と体の影響や回復に必要な意識を学ぶ。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	9月2日（土）	参加者数	36人 (女性33人、男性3人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		不機嫌という名の暴力 ～なぜ被害者は自分を責めるのか～		
	回数	1回	講師名	カウンセラー 高山 直子 氏	
	備考		13：00～15：30		
			多目的ホール		
参加者からのアンケート	モラハラについて認識はありましたが、この講座を聴いて深く理解できました。家でも資料を読み返します。				
	今までモラルハラスメントを受けていたが、仕組みがよくわかり気持ちが少し楽になりました。重い話の後のピアノ鑑賞はよかった。				
	日常生活を例に話してくれたのですごくわかりやすかった。加害者にも被害者にもなり得ると思うと怖いことだと思った。				
	DV被害にあっていたが、自分の中で整理することが出来た。冷静に話を聞くことができたので、自分は回復していると思えた。				
	目的が違う両者の意識が交わることがないとわかり納得できた。被害を言語化し過ごしていきたい。				
	ハラスメントという課題の根柢の相互理解やコミュニケーションの大切さを学ぶことができました。安心安全な環境の大切さも伝わりました。				



## (1) 学習提供事業

事業名	【男女共同参画セミナー】 女性のための法律講座～知っておきたい婚姻・離婚の常識～				
事業対象者	女性（定員12人）				
事業のねらい	女性が生涯にわたり安心して暮らすことを考え、自身のライフワークに必要な法的解決方法や支援の関連先を知る。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	9月30日（土）	参加者数	12人(女性12人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		知っておきたい婚姻・離婚の常識		
	回数	1回	講師名	進藤法律事務所 弁護士 進藤 秀子 氏	
	備考		13：30～15：30		
			研修室1		
参加者からのアンケート	生涯において必要な知っておいたほうがよい法律に触れて勉強になった。				
	わかりやすくまとまっていて理解することができた。				
	難しい法律の話をわかりやすく、面白く話してもらい楽しく学びました。これからも法律に触れたいと思います。				
	必要な情報。ためになる事ばかりでした。参考になりました。				
	シンデレラ物語になぞられた話でとても聞きやすかった。年代別に悩みは違うがそれぞれが生き方を考えられたと思う。				
	遺族年金の話は参考になったがショックもあった。				



## (1) 学習提供事業

事業名	【男女共同参画セミナー（介護講座）】 かかえ込まない家族介護～頼れるさきを知ろう～				
事業対象者	一般（定員30人）				
事業のねらい	介護も男女がともに担いながら社会資源を活用する方法を知る。 高齢者虐待を防ぐために、普段から家庭内でお互いを尊重できる関係を構築する事の大切さを学ぶ。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	10月21日（土）	参加者数	39人 (女性28人、男性11人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		かかえ込まない家族介護～頼れるさきを知ろう～		
	回数	1回	講師名	LIFULL介護 編集長 小菅 秀樹 氏	
	備考		13：30～15：00		
			多目的ホール		
参加者からのアンケート	突然介護がはじまり、自分で介護休暇など調べてかなり時間を費やした。もっと早くこの講座と出会いたかった。				
	わかりやすく話してもらった。介護初心者だが、制度について大変理解が深まった。				
	資料が充実していてためになった。				
	介護についてこれから自分にもかかわってくる問題なのでとても参考になった。				
	特に印象深かったのが、介護は長期化するので頼れることは頼っていこうという言葉。介護の選択肢が広がった。				
	まだ先だと思っていた介護施設だったが、「自立～介護2」が半数以上と聞き、とても驚いた。				





## (1) 学習提供事業

事業名	【男女共同参画セミナー】 男女共同参画講演会「さなぎ」上映&監督トーク				
事業対象者	「ハーモニー春日部」登録団体及び一般				
事業のねらい	男女共同参画に関する理解を深める映画「さなぎ」の上映				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	1月14日(日)	参加者数	75人 (女性65人、男性10人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		男女共同参画講演会「さなぎ」上映&監督トーク		
	回数	1回	講師名	映画監督 三浦 淳子 氏	
	備考		13:30~15:25		
			多目的ホール		
参加者からのアンケート	考えさせられるとても良い映画でした。ありがとうございました。				
	家族の愛情、こどもを信じて見守る姿勢が本当に大切なことをわからせてくれた映画でした。				
	不登校の理由は様々で一つではないけれど周囲の理解が重要だと感じました。学校には行けなくても友達とのつながり、外部との関りを持つことがこどもの気持ちを変えていくのだと感じました。				
	不登校のこどもに接する方法がよくわかりました。				
	不登校のこどもを見守る家族に胸を打たれました。 不安なのは本人だけではなく家族も同じ。少しずつ順応していくようすがわかりました。				



## (1) 学習提供事業

事業名	【メンズアクションセミナー（男性講座）】 「おモテなし稽古」男性のためのコミュニケーション連続講座（第2回）				
事業対象者	両日参加できる男性（定員24人）				
事業のねらい	「おモテなし稽古」からコツを学び実践。相手への思いやりを深め、家庭や職場でよりよく生活していくためのコミュニケーションスキルを学ぶ講座です。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	12月17日（日）	参加者数	17人(男性)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		「おモテなし稽古」 ～男性のためのコミュニケーション連続講座～		
	回数	2/2回	講師名	会社の現場監督合同会社 代表 市場 真理子 氏  株式会社 おづみ園 社長 尾堤 宏 氏	
	備考		10：00～12：00		
			研修室1		
参加者からのアンケート	当たり前前の生活が当たり前ではなかったことを学びました。				
	気遣いのポイントを学び常に感謝の気持ちを忘れない事を実践しました。				
	傾聴の難しさを学ぶ。自身が日々やっていることに興味を持ってもらおうとする癖の改善につなげたい。				
	「お茶」とは？の話はとても深い質問の時間がもっと長くほしかった。				
	第2回目「おモテなし稽古」 開催をお願いしたい。男性向けのコミュニケーション講座を今後ともお願いしたい。				
	ためになる講座でした。今後は「家庭円満」について知りたいのでよろしくお願いいたします。				



## (1) 学習提供事業

事業名	【男女共同参画セミナー】毎月の「ツラさ」と上手に付き合おう ～女性の活躍とヘルスリテラシーin春日部～				
事業対象者	一般（定員20人）				
事業のねらい	女性がいきいきと活躍し続けるために、女性特有の健康について理解を深める。				
実施回数	1/2回	実施日 (曜日)	1月14日（日）	参加者数	6人(女性6人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		毎月の「ツラさ」と上手に付き合おう ～女性の活躍とヘルスリテラシーin春日部～		
	回数	2回	講師名	メディセオ ウィメンズコーディネーター 亀下 菜菜 氏  ヨガインストラクター 宮嶋 香織 氏	
	備考		13：30～15：10		
			研修室1 / 研修室2		
参加者からのアンケート	自分だけが悩んでいるのではなく、多くの女性の悩みであること、社会全体でサポートしようという流れを感じました。				
	ヨガでリラックスしました。実技ができるのが嬉しいです。				
	身近な問題についての講義で聞き易く大変参考になりました。				
	初体験でしたが、自分をいたわるきっかけになりそうです。自律神経を整える効果が期待できるので、家でも実践していきたいと思います。				
	ヨガ教室を定期的に取り入れていただきたいです。				



## (1) 学習提供事業

事業名	【男女共同参画セミナー】毎月の「ツラさ」と上手に付き合おう ～女性の活躍とヘルスリテラシーin春日部～				
事業対象者	一般（定員20人）				
事業のねらい	女性がいきいきと活躍し続けるために、女性特有の健康について理解を深める。				
実施回数	2/2回	実施日 (曜日)	3月2日（土）	参加者数	8人(女性8人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		毎月の「ツラさ」と上手に付き合おう ～女性の活躍とヘルスリテラシーin春日部～		
	回数	2回	講師名	メディセオ ウィメンズコーディネーター 亀下 菜菜 氏  ヨガインストラクター 宮嶋 香織 氏	
	備考		13：30～15：10		
			研修室1 / 研修室2		
参加者からのアンケート	よく月経の時に股関節が痛くなることが多くあったのですが、今回ヨガを習い股関節が伸びていると感じられ良かったです。ヨガをやることで痛みが(少なくなり)良くなるのではと思えた時間でした。				
	ヨガがとっても身体を見つめなおすキッカケになりました。ヨガの講座があれば是非参加したい。				
	大変勉強になりました。ヨガは日常でも取り入れたいと思った。月経については今日初めて知ることも多く、無意識の思い込みを改めたい。				
	私自身は月経でとてもつらい時期は過ぎてしまいましたが、子どもたちのためにも、新しい知識を得られて有意義な時間でした。社会で「病気じゃないから」で片付けられていたのが変化してきてとても良いです。				
	お話がとても勉強になりました。自分の身体について考えられるきっかけになりました。またヨガも楽しく参加させて頂きました。				
	不調を我慢するのではなく、向き合って改善していけるような方法を自分でも調べて行きたい。				



## (1) 学習提供事業

事業名	【男女共同参画セミナー（多様性講座）】 いろいろな性 いろいろな生き方				
事業対象者	一般（定員20人）				
事業のねらい	誰にでもある無意識の偏見や思い込みをなくし、理解を深めることで、お互いを尊重する関係を築き、性別に関わりなく誰もが生きやすくなる社会についてを考える。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	1月28日（日）	参加者数	21人 (女性13人、男性8人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		いろいろな性 いろいろな生き方		
	回数	1回	講師名	埼玉大学基盤教育センター准教授 渡辺 大輔 氏	
	備考		13：30～15：30		
			多目的ホール		
参加者からのアンケート	社会における性的マイノリティへの配慮・支援を実施しなければならないと思います。性の多様性を前提にした社会を私たちが作る必要があると思います。				
	LGBT性的多様性については良く理解できました。多様性の観点から性＝性質・性格・個人の人格・性癖の問題も多様性に入りますね。性癖の多様性について取り上げてほしいですね。				
	とても丁寧なわかりやすい講義でもやもやしていた知識が整理できました。教育の現場から先生の講義を広めていただくと、世の中もっと早く変わっていくのかと感じました。ありがとうございました。前半、会場が少し寒かったです。				
	大変参考になりました。「普通」とは何か…考えさせられるお話でした。自らが中心ではなく他者（周囲）を中心に考える必要性を感じました。				
	女のくせに、女なんだからとできないことがあった（親に言われて）社会全体の（私も含めた）これからの意識の変化についていきたいと思います。				
	わかりやすく説明して下さいって良かったと思います。				
	越谷市などと比べて春日部市はこういった内容を討議したりすることがあまりなかったので。これを機会に何度でもこういった講座を開いてほしい。正直こういった講座内容に興味がない人ほど話を聞いてほしいです。				



## (1) 学習提供事業

事業名	【男女共同参画セミナー（リプロダクティブヘルス/ライツ）】 誰にでもある更年期のころと身体のケア				
事業対象者	一般（定員20人）				
事業のねらい	老若男女を問わず情報不足の更年期をみんなの課題として、心身のケアや運動、認知行動療法のワークの例を体験・共有する。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	2月17日（土）	参加者数	20人 (女性18人、男性2人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		誰にでもある更年期のころと身体のケア		
	回数	1回	講師名	埼玉県立大学看護学科教授 兼宗 美幸 氏	
	備考		13：30～15：30		
			多目的ホール		
参加者からのアンケート	最近身体の不調とともに精神的に不安になることが多いので今日の講座でまずは何について不安なのか書き出していこうと思いました。				
	認知行動療法のやり方が知りたくて参加した。理解できたので実際にやってみます。				
	講師が具体的にどう対処されているのか教えて頂いたので、とても参考になりました。				
	とても参考になりました。家でもこの資料を読みたいです。				
	頑張りすぎないための知恵は心が楽になりました。				
	話を聞くだけでも考え方がいろいろある。家族にも助けてもらうようにしたいと思いました。				



## (1) 学習提供事業

事業名	【メンズアクションセミナー（男性講座）】 「おもてなし稽古」男性のためのコミュニケーション連続講座（第1回）				
事業対象者	両日参加できる男性（定員24人）				
事業のねらい	「おもてなし稽古」からコツを学び実践。相手への思いやりを深め、家庭や職場でよりよく生活していくためのコミュニケーションスキルを学ぶ講座です。				
実施回数	1/2回	実施日 (曜日)	12月10日（日）	参加者数	16人(男性)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		「おもてなし稽古」 ～男性のためのコミュニケーション連続講座～		
	回数	2回	講師名	会社の現場監督合同会社 代表 市場 真理子 氏  株式会社 おづみ園 社長 尾堤 宏 氏	
	備考		10：00～12：00		
			研修室1		
参加者からのアンケート	幅広い年代の方々と交流できるイベントで刺激的でした。「おもてなし稽古」で学んだことを実践し、人間力アップに結びつけたいと思います。				
	講師のお二人のお話が分かりやすく、すぐに実践できる「気付き」もいただきました。家庭、職場に活かしていきます。				
	とても分かりやすく、グループワークを通じて楽しく学べました。このようなワークを企画していただきありがとうございます。				
	共感できる所が多くありました。特に家庭、職場の方々に気配り、傾聴を心がけ講座で学んだことを活かして行きたいと思います。				
	傾聴力は自分の課題でもあり、今後のプライベートやビジネスで学んだことを活かし、人生を歩んでいきたいです。				
	参加して楽しかった。相手のことを考え、当たり前の毎日の生活を見直す必要性を感じました。				



## (1) 学習提供事業

事業名	【男女共同参画セミナー】エンパワメント講座「ジェンダーカフェ」				
事業対象者	一般（定員10人）				
事業のねらい	国際女性デーに女性の人権やエンパワメントについて話し、日ごろモヤモヤした気持ちがジェンダーに起因する構造があることを考える。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	3月8日（金）	参加者数	12人 (女性11人、男性1人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		しゃべろうジェンダーカフェ		
	回数	1回	講師名	稲垣 百代 氏	
	備考		13：30～15：30		
			研修室1		
参加者からのアンケート	あっと言う間の時間でした。それぞれの方が自分の思う課題に対してしっかり軸を持っていると感心しました。				
	皆さんの話は関心があり、参考になることが多く、生き方にも関わっていて様々な視点から見る事が出来てよかったです。				
	いろいろな年代の女性の話が聞けてよかったです。これまでの講座とちがってリラックスして話が出来ました。対話の時間もよく気持ちがほぐれました。				
	いろいろな人のジェンダーの話が聞けてよかった。今後の参考になりました。さまざまな年代の方がどのように社会と向き合ってきたか知るいい機会でした。				
	たくさんの気づきがありました。自分の考えを再認識できたし、普段会えない方々とじっくり話が出来た。参加しやすい場を作ってください感謝です。				
こんな集まりで意見を出し合うのがよい。学びあうことも大切ですね。今後でもできるだけ参加したいです。					





## (1) 学習提供事業

事業名	【男女共同参画セミナー】 知って安心 とことんやさしく学ぶ 女性のための年金講座				
事業対象者	一般（定員20人）				
事業のねらい	女性が後回しにしがちな自身の年金。女性がおかれている年金制度の基礎や、さまざまなライフプランに応じた受給の仕方を学ぶ。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	3月9日（土）	参加者数	36人 (女性34人、男性2人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		知って安心 とことんやさしく学ぶ 女性のための年金講座		
	回数	1回	講師名	AFP、特定社会労務士 岩井 通雄 氏	
	備 考		13：00～15：00		
			多目的ホール		
参加者からのアンケート	年金のことは今まで無関心でわからない状態だったからとても勉強になった。				
	タイトルの通り「とことんやさしく」の講座だった。				
	年金の制度は複雑すぎる場所もあるが、資料もあり説明も丁寧でよかった。				
	自分のもらっている年金のしくみがわかり、テレビで見た障害年金の内容も講座を聞いて「そういう事だったのか」と納得がいった。				
	もう少し若い時に勉強しておきたかった。				
	年金のことを考えることがなかったので、こちらに参加して良かった。これから勉強したり調べたりしたいと思う良い機会になった。				



## (1) 学習提供事業

事業名	【女性のためのエンパワメントセミナー】 ほっこりカフェinハーモニー(第1回)				
事業対象者	女性(定員なし)				
事業のねらい	ケア労働を担いがちな女性や、生きづらさを感じる女性が、安心して過ごせる時間を持つことの大切さを知ってもらい、映画や手作業を通して、他者と交流し、社会とつながる事でエンパワメントする。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	4月20日(木)	参加者数	11人(女性11人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		ほっこりカフェinハーモニー(第1回)		
	回数	1回	講師名	スタッフ	
	備考		サークル活動室 13:30~15:30		
			コースターづくり		
参加者からのアンケート	はじめて参加しました。どうにか仕上げることができました。ありがとうございました。				
	普段針作業をやらないので難しかったが、とても楽しく過ごせました。				
	今年度も始まってよかったです。いろいろ教えてください。				
	とても楽しみながら作ることができました。どんなことでもいいです。お願いします。				
	集中しました。新しいものが一つ増えてとてもうれしいです。				
	これからも参加していきたいです。よろしくお願いします。なんでもやってみたいです。				



## (1) 学習提供事業

事業名	【女性のためのエンパワメントセミナー】 ほっこりカフェinハーモニー(第2回)				
事業対象者	女性(定員なし)				
事業のねらい	ケア労働を担いがちな女性や、生きづらさを感じる女性が、安心して過ごせる時間を持つことの大切さを知ってもらい、映画や手作業を通して、他者と交流し、社会とつながる事でエンパワメントする。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	5月18日(木)	参加者数	11人(女性11人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		ほっこりカフェinハーモニー(第2回)		
	回数	1回	講師名	スタッフ	
	備考		サークル活動室 13:30~15:30		
			猫のブローチづくり		
参加者からのアンケート	毎回楽しいです。長く続けてくれれば良いです。				
	制作に集中できて久しく頭がからっぽで楽しい時間をありがとうございました。				
	優しい先生や友達にかこまれてホッとしました。かわいい猫大切にします。				
	今回は気持ちにも余裕ができる作品作りなので途中鑑賞しながらできて楽しかったです。				
	今回は仕上げられてよかったです。猫はあまり好きではないが可愛いので猫が好きになりました。				
	初めての参加でしたが、家のことをしばし忘れて集中できて楽しかったです。				



## (1) 学習提供事業

事業名	【女性のためのエンパワメントセミナー】 ほっこりカフェinハーモニー(第3回)				
事業対象者	女性(定員なし)				
事業のねらい	ケア労働を担いがちな女性や、生きづらさを感じる女性が、安心して過ごせる時間を持つことの大切さを知ってもらい、映画や手作業を通して、他者と交流し、社会とつながる事でエンパワメントする。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	6月15日(木)	参加者数	11人(女性11人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		ほっこりカフェinハーモニー(第3回)		
	回数	1回	講師名	スタッフ	
	備考		サークル活動室 13:30~15:30		
			七夕のミニ飾り作り		
参加者からのアンケート	毎回楽しいです。				
	今日も大変お世話になりました。子どもと一緒に作った日のことが思い出される。				
	センスの無いことに気づきましたが楽しい時間を過ごせました。				
	手先が動かなくなっていることにビックリした。童心にかえり子どもと作った頃を思い出した。				
	小さい七夕飾りを作ったのは初めて。いつもはひとりで寂しいので楽しかった。				
	久しぶりの折り紙は楽しかった。				



## (1) 学習提供事業

事業名	【女性のためのエンパワメントセミナー】 ほっこりカフェinハーモニー(第4回)				
事業対象者	女性(定員なし)				
事業のねらい	ケア労働を担いがちな女性や、生きづらさを感じる女性が、安心して過ごせる時間を持つことの大切さを知ってもらい、映画や手作業を通して、他者と交流し、社会とつながる事でエンパワメントする。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	7月20日(木)	参加者数	8人(女性8人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		ほっこりカフェinハーモニー(第4回)		
	回数	1回	講師名	スタッフ	
	備考		サークル活動室 13:30~15:30		
			身近にあるものでアクセサリーづくり		
参加者からのアンケート	細かい作業でしたが、楽しく下手なりに製作することができた。				
	トイレットペーパーの芯はいつも捨てる時に何か使えないかと思っていたが新しいことを教えてもらえてよかった。				
	初めての参加だったが楽しかった。				
	あちらこちらで笑い声がして楽しい時間だった。				
	とてもよかったです。				
	トイレットペーパーの芯でできるなんてビックリ。家でも作りたい。				



## (1) 学習提供事業

事業名	【女性のためのエンパワーメントセミナー】 ほっこりカフェinハーモニー(第5回)				
事業対象者	女性(定員なし)				
事業のねらい	ケア労働を担いがちな女性や、生きづらさを感じる女性が、安心して過ごせる時間を持つことの大切さを知ってもらい、映画や手作業を通して、他者と交流し、社会とつながる事でエンパワメントする。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	8月17日(木)	参加者数	12人(女性12人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		ほっこりカフェinハーモニー(第5回)		
	回数	1回	講師名	スタッフ	
	備考		サークル活動室 13:30~15:30		
			香りに癒されながらサシェづくり		
参加者からのアンケート	脳トレのようで楽しかったです。				
	初めての参加でした。とても楽しかったです。				
	久しぶりの手作業は楽しく、オリジナル作品ができて良かった。				
	楽しいひとときが過ごせました。				
	一緒に参加した方と助け合いながらできました。				
	毎回楽しい。いつまでも続けてほしい。				
	かわいらしいお飾りをどれも使いたかったですが美的センスを問われるかと思ひ少な目で…お気に入りになりました。ご指導ありがとうございました。				



## (1) 学習提供事業

事業名	【女性のためのエンパワメントセミナー】 ほっこりカフェinハーモニー(第6回)				
事業対象者	女性(定員なし)				
事業のねらい	ケア労働を担いがちな女性や、生きづらさを感じる女性が、安心して過ごせる時間を持つことの大切さを知ってもらい、映画や手作業を通して、他者と交流し、社会とつながる事でエンパワメントする。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	9月21日(木)	参加者数	11人(女性11人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		ほっこりカフェinハーモニー(第6回)		
	回数	1回	講師名	スタッフ	
	備考		サークル活動室 13:30~15:30		
			エコな段ボール織機を使った織物づくり		
参加者からのアンケート	過去の手芸作品に興味を持ちました。				
	楽しくてどんどん夢中になった。				
	次、参加するのが楽しみです。				
	むずかしかったけど、楽しかった。				
	いつも楽しい時間をありがとうございました。				
	毎回楽しみにしています。				



## (1) 学習提供事業

事業名	【女性のためのエンパワメントセミナー】 ほっこりカフェinハーモニー(第7回)				
事業対象者	女性(定員なし)				
事業のねらい	ケア労働を担いがちな女性や、生きづらさを感じる女性が、安心して過ごせる時間を持つことの大切さを知ってもらい、映画や手作業を通して、他者と交流し、社会とつながる事でエンパワメントする。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	10月19日(木)	参加者数	12人(女性12人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		ほっこりカフェinハーモニー(第7回)		
	回数	1回	講師名	スタッフ	
	備考		サークル活動室 13:30~15:30		
			季節のはんこづくり		
参加者からのアンケート	楽しい時間でした。				
	初めての参加でしたが楽しかった。				
	はんこづくりは難しかったが、楽しかった。				
	秋を感じる事ができた。				
	はんこがカラフルにつくれて良かった。				
	次回楽しみにしています。				





## (1) 学習提供事業

事業名	【女性のためのエンパワメントセミナー】 ほっこりカフェinハーモニー(第8回)				
事業対象者	女性(定員なし)				
事業のねらい	ケア労働を担いがちな女性や、生きづらさを感じる女性が、安心して過ごせる時間を持つことの大切さを知ってもらい、映画や手作業を通して、他者と交流し、社会とつながる事でエンパワメントする。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	11月16日(木)	参加者数	10人(女性10人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		ほっこりカフェinハーモニー(第8回)		
	回数	1回	講師名	スタッフ	
	備考		サークル活動室 13:30~15:30		
			トイレットペーパーの芯でお花をつくる		
参加者からのアンケート	毎回楽しみです。				
	絵手紙もぜひやってみたい。				
	大変、楽しくできた。				
	楽しく考える大切さがわかりました。				



## (1) 学習提供事業

事業名	【女性のためのエンパワメントセミナー】 ほっこりカフェinハーモニー(第9回)				
事業対象者	女性(定員なし)				
事業のねらい	ケア労働を担いがちな女性や、生きづらさを感じる女性が、安心して過ごせる時間を持つことの大切さを知ってもらい、映画や手作業を通して、他者と交流し、社会とつながる事でエンパワメントする。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	12月21日(木)	参加者数	13人(女性13人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		ほっこりカフェinハーモニー(第9回)		
	回数	1回	講師名	藤井 彩奈 氏	
	備考		生活学習室 13:30~15:30		
			バレットジャーナルづくり		
参加者からのアンケート	シールがなかなか剥がせず苦勞しましたが楽しくできました。				
	今回、初めての参加だったが楽しかった。				
	毎月参加するのが楽しみです。				
	もの作りが楽しいのでまた参加したい。				
	同じテーブルの方からアイデアをいただけてやることができた。				
	来年の目標が決まり頑張って生活していきたいと思った。				



## (1) 学習提供事業

事業名	【女性のためのエンパワメントセミナー】 ほっこりカフェinハーモニー(第10回)				
事業対象者	女性(定員なし)				
事業のねらい	ケア労働を担いがちな女性や、生きづらさを感じる女性が、安心して過ごせる時間を持つことの大切さを知ってもらい、映画や手作業を通して、他者と交流し、社会とつながる事でエンパワメントする。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	1月18日(木)	参加者数	13人(女性13人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		ほっこりカフェinハーモニー(第10回)		
	回数	1回	講師名	スタッフ	
	備考		生活学習室 13:30~15:30		
			女正月を楽しもう(白玉おしるこづくり)		
参加者からのアンケート	たくさんの人と賑やかに作って食べたおしるこは美味しかった。				
	女正月やお雑煮の話が面白かった。				
	家では味わえない美味しさを友人知人と味わえてよかった。				
	女正月の由来が興味深かった。				
	集まってつくる料理は楽しかった。				
	グループでスムーズに進めることができ交流もできた。				



## (1) 学習提供事業

事業名	【女性のためのエンパワメントセミナー】 ほっこりカフェinハーモニー(第11回)				
事業対象者	女性(定員なし)				
事業のねらい	ケア労働を担いがちな女性や、生きづらさを感じる女性が、安心して過ごせる時間を持つことの大切さを知ってもらい、映画や手作業を通して、他者と交流し、社会とつながる事でエンパワメントする。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	2月15日(木)	参加者数	9人(女性9人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		ほっこりカフェinハーモニー(第11回)		
	回数	1回	講師名	スタッフ	
	備考		生活学習室 13:30~15:30		
			わたしだけのひな人形をつくりましょう		
参加者からのアンケート	楽しい時間でした。				
	手作業が遅くても最後までみてくれて飾るのが楽しみ。				
	久しぶり「お雛様」気分をあげました。				
	楽しく過ごさせていただきました。				
	とても可愛い女雛ができました。				
	素敵な貝をありがとうございました。				



## (1) 学習提供事業

事業名	【女性のためのエンパワメントセミナー】 ほっこりカフェinハーモニー(第12回)				
事業対象者	女性(定員なし)				
事業のねらい	ケア労働を担いがちな女性や、生きづらさを感じる女性が、安心して過ごせる時間を持つことの大切さを知ってもらい、映画や手作業を通して、他者と交流し、社会とつながる事でエンパワメントする。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	3月21日(木)	参加者数	12人(女性12人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		ほっこりカフェinハーモニー(第12回)		
	回数	1回	講師名	スタッフ	
	備考		生活学習室 13:30~15:30		
			防災カードを通して防災を考えよう		
参加者からのアンケート	参加して教えていただくことが多くありありがたいと感じる。				
	日頃から防災について考える機会になった。他人事とは思わず自分自身、家族のこと、地域のこととして考えなければならない必要を感じた。				
	初めての参加。一人だったために緊張したが話しかけてくれる方もいて心安らいだ。				
	改めて防災のことを考えてみたいと思った。防災と言ってもいろんな視点があることを知った。				
	改めて考えるキッカケになった。				
	災害に対しての心がまえや手元に準備しておくものを確認しようと思います。				



## (1) 学習提供事業

事業名	【女性のためのエンパワメントセミナー】 ほっこりカフェinハーモニー (番外編)				
事業対象者	どなたでも (定員なし)				
事業のねらい	ケア労働を担いがちな女性や、生きづらさを感じる女性が、安心して過ごせる時間を持つことの大切さを知ってもらい、映画や手作業を通して、他者と交流し、社会とつながる事でエンパワメントする。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	11月16日 (木)	参加者数	15名 (女性13人、男性2人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		ほっこりカフェinハーモニー番外編 癒しのピアノ		
	回数	1回	講師名	kokone 氏	
	備考		多目的ホール 10:30~11:30		
			もやもやする気持ちをピアノで癒される		
参加者からのアンケート	素晴らしかったです。また行きたい。				
	たくさんの曲楽しく聞かせていただきました。				
	こんな近くで聞けて幸せでした。				
	とても楽しいひとときを過ごすことができました。				
	癒されました。ありがとうございました。				
	気持ちが落ち着きとても良かったです。				



## (2) 利用団体交流事業・市民活動支援事業

事業名	ハーモニーフェスタ2023																											
事業対象者	一般市民・こども																											
事業のねらい	基調講演、ビデオ上映、手芸教室や料理教室等のイベント行い、より多くの方にハーモニー春日部を知って頂くとともに、男女共同参画に関する様々な情報を提供する。																											
実施回数	実施日 (曜日)	11/20 (月) ~ 26 (日)	参加者数	1,201人 (女性899人、男性302人)																								
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル	ふれあい ささえあい 助け合い ～だれもがともに自分らしく生きるまち～																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>基調講演</th> <th>あなたのモヤモヤを話しませんか</th> <th>よつばのクローバー朗読会</th> <th>ハーモニーコンサート</th> <th>朗読アメンボの会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>春日部アマチュア音楽祭</td> <td>木工工作教室</td> <td>演舞の実演Ⅰ</td> <td>水引細工講座</td> <td>夢追いコンサートPart1</td> </tr> <tr> <td>手芸教室・ぶクリップをつくる</td> <td>演舞の実演Ⅱ</td> <td>ふるしぎライフ</td> <td>上映会&amp;トーク「隣る人」</td> <td>みんなの食堂</td> </tr> <tr> <td>工作用紙で恐竜を作ろう</td> <td>ピースアサセサリーやネコフロッピーを作る</td> <td>飛び出すわたしのXmasカード</td> <td>夢追いコンサートPart2</td> <td>ホースでカズーを作って遊ぼう</td> </tr> <tr> <td>クラシック音楽の夕べ</td> <td>ベーゴマ体験教室</td> <td>食生活の改善パンフ配布</td> <td>展示コーナー</td> <td>販売コーナー</td> </tr> </tbody> </table>	基調講演	あなたのモヤモヤを話しませんか	よつばのクローバー朗読会	ハーモニーコンサート	朗読アメンボの会	春日部アマチュア音楽祭	木工工作教室	演舞の実演Ⅰ	水引細工講座	夢追いコンサートPart1	手芸教室・ぶクリップをつくる	演舞の実演Ⅱ	ふるしぎライフ	上映会&トーク「隣る人」	みんなの食堂	工作用紙で恐竜を作ろう	ピースアサセサリーやネコフロッピーを作る	飛び出すわたしのXmasカード	夢追いコンサートPart2	ホースでカズーを作って遊ぼう	クラシック音楽の夕べ	ベーゴマ体験教室	食生活の改善パンフ配布	展示コーナー	販売コーナー	
基調講演	あなたのモヤモヤを話しませんか	よつばのクローバー朗読会	ハーモニーコンサート	朗読アメンボの会																								
春日部アマチュア音楽祭	木工工作教室	演舞の実演Ⅰ	水引細工講座	夢追いコンサートPart1																								
手芸教室・ぶクリップをつくる	演舞の実演Ⅱ	ふるしぎライフ	上映会&トーク「隣る人」	みんなの食堂																								
工作用紙で恐竜を作ろう	ピースアサセサリーやネコフロッピーを作る	飛び出すわたしのXmasカード	夢追いコンサートPart2	ホースでカズーを作って遊ぼう																								
クラシック音楽の夕べ	ベーゴマ体験教室	食生活の改善パンフ配布	展示コーナー	販売コーナー																								
参加者からのアンケート	本当に参加する側を考えた企画。																											
	ハーモニーフェスタってこんなにうれしい、楽しいものだとは知らなかった。																											
	自分らしく思い思いに楽しんでいて勇気が湧いてくる感じです。																											
	大人子供、男女、皆人間として生活していけると良いと思いました。																											
	「隣る人」を見て、つらいことも訓練だと言っていたことが、そうだな頑張れと思った。																											
	司会者の説明で良く知ることが出来ました。																											
	男女の性も大切に、こだわることなく人間として生きることが出来るのが良いことと思います。																											
	自分の理解を含めて、多くの方々に広まると良いですね。																											
	朗読（作品）に興味があり参加。 時代によって変わる女性の境遇を知ることが出来た。																											



## (2) 利用団体交流事業・市民活動支援事業

事業名	「登録団体の集い」 ※令和5年度男女共同参画講演会と同時開催				
事業対象者	「ハーモニー春日部」登録団体及び一般				
事業のねらい	男女共同参画に対する理解を深め、施設利用を円滑に進めるための説明会と各登録団体の交流の集いを行う。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	1月14日(日)	参加者数	75人 (女性65人、男性10人) 32団体
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		登録団体の集い		
	回数	1回	講師名	スタッフ	
	備考		15:30~16:00		
			多目的ホール		
参加者からのアンケート	最近ホールの予約が取りづらくなったが、使いやすい施設なので利用したい。				
	いつもきれいに清掃されています。				
	音響や鏡があり使いやすい。				
	このような機会があって発言できるのは嬉しい。				
	フェスタ等楽しみにしています。				



## 12 令和5年度ハーモニー相談事業

ハーモニー相談は、女性相談員による女性の悩み相談と、男性相談員による男性のための相談を行っています。

秘密は守りますので気軽にご連絡ください。（TEL 048-731-3333）

相談曜日	相談時間	相談内容
月曜日	10:00～15:00	女性総合相談（面接相談・電話相談：予約可） 女性の抱える様々な悩みに女性の相談員が応じます
火曜日	10:00～15:00	女性総合相談（面接相談・電話相談：予約可） 女性の抱える様々な悩みに女性の相談員が応じます
水曜日	10:00～15:00	女性総合相談（面接相談・電話相談：予約可） 女性の抱える様々な悩みに女性の相談員が応じます
木曜日	13:00～16:00	女性のからだ相談（面接相談・電話相談：予約可） 女性のこころと体の健康などの悩みに保健師が応じます
金曜日	10:00～15:00	女性総合相談（面接相談・電話相談：予約可） 女性の抱える様々な悩みに女性の相談員が応じます
第1・2・3 土曜日	12:00～16:00	女性のカウンセリング相談（面接相談：予約可） 女性のこころの悩みに女性のカウンセラーが応じます
第4土曜日	13:00～16:00	女性のための法律相談（面接相談：予約可） 女性の離婚、DVなどの法的解決に女性の弁護士が応じます。 ※市内在住の女性、年度に一人1回
第1日曜日	13:00～16:00	男性のための相談（面接相談・電話相談：予約可） 男性のこころの健康、生き方などに男性の相談員が応じます

※年末年始および臨時休館日は相談は行っておりません

## 1 1 令和5年度自主事業実績

事業名	【親子防災講座】 親子で楽しく知る防災～実験と体験で学んじゃおう～				
事業対象者	未就学児がいる親子（定員10組）				
事業のねらい	まだまだ女性が家族をケアする現状。災害時に、どのように家族を守れるのか。子どもたちを守りながら避難するにはどうすればいいのか。普段の備えと家族の中でも女性が決定権を持ち行動するための知識を学ぶ。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	12月9日（土）	参加者数	22人 (女性13人、男性9人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		親子で楽しく知る防災～実験と体験で学んじゃおう～		
	回数	1回	講師名	アウトドア防災ガイド あんどう りす 氏	
	備 考		10：00～12：00		
			多目的ホール		
参加者からのアンケート	今まで災害に備えていなかったが、具体的なことを聞いてよくわかった。今後もいろいろ教えてほしい。				
	とても役立つ話が聞けた。もっとたくさんを知って防災対策をしていきたい。				
	実体験をもとに経験できる機会があってよかった。				
	あんどうりすさんの講演は3回目だが毎回発見と家を見直すきっかけになる。もっと幅広い年齢枠で開催してほしい。				
	こどものためにも、何かが起こる前に備えておく必要があることがわかった。				
	災害に対してやらなければという思いがありましたが、何の対策もしていなかったなので今日を機に見返したい。子どもたちと学ぶ機会になりました。				



# (1) 女性の悩み相談 利用統計 (令和5年度分)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	構成比率(%)	
家族との関係	配偶者	2	7	11	11	10	10	6	12	9	8	7	8	101	5.1	
	配偶者からの暴力	7	6	10	12	5	3	2	5	6	5	7	9	77	3.9	
	配偶者以外からの暴力	0	2	0	4	0	0	0	0	1	0	1	2	10	0.5	
	離婚	9	8	13	9	8	5	4	9	11	6	5	14	101	5.1	
	子ども	7	16	17	17	15	11	9	20	17	21	15	17	182	9.1	
	親	13	14	14	16	16	11	9	10	9	7	12	9	140	7.0	
	兄弟	8	12	7	7	7	6	7	7	7	7	3	6	7	84	4.2
	配偶者の家族	1	1	0	3	1	0	0	0	3	1	3	1	1	15	0.8
近隣	2	0	1	1	1	1	3	1	2	2	3	5	1	22	1.1	
友人	1	2	1	2	4	7	2	3	3	9	6	6	5	48	2.4	
自分のこと	生き方	6	5	13	10	15	18	11	16	16	17	9	4	140	7.0	
	就職/転職	3	3	2	7	6	6	10	4	4	6	3	4	58	2.9	
	労働環境	5	4	1	3	1	2	4	3	4	5	2	2	36	1.8	
	経済	5	12	5	6	10	12	11	5	7	7	12	10	102	5.1	
	体	5	23	15	19	18	14	15	12	15	19	20	13	188	9.4	
	こころ	27	21	35	39	48	50	34	36	35	43	28	38	434	21.8	
	LGBT・性同一性障害	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	3	0.2	
	その他	29	23	8	6	15	15	15	13	16	5	20	1	166	8.3	
自分以外のこと	生き方	0	0	2	0	0	0	0	1	4	4	3	0	14	0.7	
	就職/転職	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	3	0.2	
	労働環境	0	0	0	0	0	0	1	1	2	1	1	0	6	0.3	
	経済	0	0	5	1	0	1	0	1	2	1	2	0	13	0.7	
	体	0	0	0	0	0	0	0	2	1	4	1	0	8	0.4	
	こころ	0	0	4	1	0	2	0	3	7	4	6	0	27	1.4	
	LGBT・性同一性障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	5	2	1	12	0.6
合計件数	130	159	168	174	182	177	142	168	187	183	174	146	1,990	100.0		
昨年度合計件数	163	186	145	153	160	172	158	166	133	130	144	150	1,860			
相談者数	63	62	55	68	68	63	58	66	63	62	56	54	738			
昨年度相談者数	61	68	56	55	60	61	55	63	47	44	55	56	681			

※各割合は小数点以下第2位を四捨五入してしているため、合計が100%にならない場合がありますが、便宜上100%と表記。

## (2) 男性のための相談 利用統計 (令和5年度分)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	構成比率(%)	
家族との関係	配偶者	1	2	2	1	1	2	2	1	1	1	0	1	15	27.8	
	配偶者からの暴力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
	配偶者以外からの暴力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
	離婚	1	2	2	0	0	0	1	1	1	1	1	1	11	20.4	
	子ども	0	1	2	0	1	0	0	1	1	1	1	1	9	16.7	
	親	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	5.6
	兄弟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	配偶者の家族	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1.9
近隣		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
友人		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1.9	
自分のこと	生き方	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	3	5.6	
	就職/転職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
	労働環境	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
	経済	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
	体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	3.7	
	ころ	0	0	1	1	1	0	0	0	1	1	1	0	6	11.1	
	LGBT・ 性同一性障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
	その他	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	5.3	
自分以外のこと	生き方	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
	就職/転職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
	労働環境	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
	経済	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
	体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
	ころ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
	LGBT・ 性同一性障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
合計件数		4	7	8	2	3	2	3	4	5	6	6	4	54	100.0	
昨年度合計件数		2	2	4	3	3	3	5	2	3	4	4	5	40		
相談者数		3	2	2	2	1	2	2	2	2	2	3	1	24		
昨年度相談者数		2	2	3	2	3	3	3	2	3	3	3	3	32		

※各割合は小数点以下第2位を四捨五入してしているため、合計が100%にならない場合がありますが、便宜上100%と表記。

## 1 1 令和5年度自主事業実績

事業名	【映画上映】シネマサロン「ツヒノスミカ」				
事業対象者	一般（定員20人）				
事業のねらい	ジェンダー視点のある映画の上映とレクチャーで身近な男女共同参画について考えるきっかけを作る。				
実施回数	1回	実施日 (曜日)	7月16日（日）	参加者数	38人 (女性24人、男性14人)
具体的なプログラム・講師名・スケジュールなど	タイトル		シネマサロン「ツヒノスミカ」		
	回数	1回	講師名	NPO法人 男女共同参画こしがやともろう理事 小野 由理 氏	
	備 考		10：00～12：00		
			多目的ホール		
参加者からのアンケート	心に残るよい作品を数多く紹介していただけることを楽しみにしている。				
	とても参考になる内容でした。無理しないよう丁寧に過ごしたいと思った。				
	このようなドキュメンタリーを見られてよかった。 おばあちゃんの映画も期待しています。				
	家の片づけを手伝い母親の気持ちを思いやる息子の様子がやさしいと思った。				
	歳を重ねても自分らしい生き方だと思います。				
	とても考えさせられる映画でした。今後も映画を見たいです。				



**春日部市男女共同参画推進センター要覧**

**令和6年度版**

**(令和5年度統計)**

**令和6年8月発行**

**編集・発行 春日部市 総務部 人権共生課**

**人権共生担当**

**TEL 048-736-1130(直通)**